

平成28年第5回 飯塚市議会会議録第2号

平成28年12月8日（木曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第7日 12月8日（木曜日）

第1 一般質問

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（鯉川信二）

これより本会議を開きます。一般質問を行います。発言は一般質問事項一覧表の番号順に行います。最初に14番 江口 徹議員に発言を許します。14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

新政飯塚の江口 徹でございます。本日は債権管理について、そしてもう一点、中小企業振興等について、お聞きいたします。

まず、債権管理ですが、9月議会において次のような報告がなされました。専決処分の報告。平成28年8月3日に地方自治法180条第1項の規定に基づき、市営住宅の管理上必要な和解の申し立てについて専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告をすると。事件の概要としては、309月、251万6600円滞納及び26月、64万5300円滞納の計2名について、住宅の明け渡し等を求める訴えを提起し、請求どおりの判決を得たが、その後、明け渡し取り下げのための条件に応じ、このため、飯塚簡易裁判所に和解を申し立てたものであるというものでございます。この報告事項のときに、私ども議会のほうでは、えっという反応がやっぱりございました。というのはこの309月、この異常な長さ、12で割るとどのぐらいになるんだろうと。20年を超える期間であります。このような滞納がなぜあるのか。そういった部分から本日、この債権管理についてお聞きいたします。

まず、債権管理の状況についてお聞きいたします。まず、それぞれの未収金、税から、今出てきました住宅の使用料等々いろんな債権が市にはあるわけですが、それぞれの未収金の金額、そしてその合計額をご案内ください。

○議長（鯉川信二）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

平成27年度決算特別委員会に提出いたしました資料でお答えをさせていただきます。まず債権の種類でございますが、市税、国民健康保険税、保育料などの公債権が8債権、市営住宅使用料、給食費などの市債権が14債権で、合計で22債権でございます。それぞれということですが、その中の主なものについてお答えをさせていただきます。市税が10億1500万円、国民健康保険税が9億1700万円、保育料が1200万円、市営住宅使用料が2億4400万円、給食費が2600万円、合計で28億円となっております。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

非常に多額な28億円にもわたる未収金があるわけでございます。これがあると、どれだけ事業ができるんだろうと思われるのは執行部の皆さんにとっても共通の見解であると思います。それでは、それぞれの債権、ほとんどの方々はきちんと納められているわけでありまして。その徴収率というものはどの程度になるのかご案内ください。

○議長（鯉川信二）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

先ほど説明いたしました主なものについてお答えをさせていただきます。全て現年分と滞納繰り越し分の合計で、市税が92.73%、国民健康保険税が73.49%、保育料が97.96%、市営住宅使用料が71.62%、給食費が95.16%、合計で88.31%となっております。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

それでは、この未収金について、合併から10年、飯塚市はたったわけですが、合併からの推移はどのようになっているのかご案内ください。

○議長（鯉川信二）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

債権によっては資料が定かでないなど不十分なものであったことから、過去5年間で申しあげます。平成23年度が約27億5100万円、平成24年度が約27億5700万円、前年度と比較いたしますと600万円の増加。平成25年度が約27億9300万円、前年度から比較いたしますと3600万円の増。平成26年度が約28億2300万円、前年度と比較いたしますと3千万円の増。平成27年度が約28億円、前年度と比較いたしますと2300万円の減となっております。未収金の総額につきましては、合併当初よりおおむね増加傾向にありましたが、未収金対策会議設置後の平成27年度は減額に転じております。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

資料が定かではないということで、近年5年のみのご案内でありましたが、残念ながら微増傾向にあると。ただ、平成27年度については2300万円であるが、減ったということでございます。この未収金は、未収金のまま置いておくわけはいかない。例えば税とかにおいては不納欠損等々で処分をいたします。もうこれは取れないので、この未収金の枠に置いとくのはだめだと。それかもう不良債権の処理と一緒に、処理してしまうということですよ。その手続はどのようなもので、それぞれ幾ら出されているのか、合併後、総額も含めてご案内ください。

○議長（鯉川信二）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

消滅時効及び滞納処分の執行を停止して3年を経過するなど、歳入で徴収できないものを不納欠損と申しますが、平成27年度の決算で市税でお答えをさせていただきます。市税では3900万円、国民健康保険税で4600万円、保険料で300万円、介護保険料で1300万円など、合計で1億100万円となっております。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

今、平成27年度のみのご案内がございました。27年度で約1億円。この金額については、合併後10年ありましたが、おおよそ同様の金額が上がっているという考えでよろしいですか。

○議長（鯉川信二）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

毎年ちょっとばらつきはございますが、かなりの額を毎年不納欠損で落としております。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

となると、現在残っている未収金で28億円。それに毎年1億円不納欠損で落としたとすると、さらに10億円、38億円になるわけでございます。このような状況がこのまま続いているものかどうか、非常に疑問に思うわけです。この状況、平成27年度についてはわずかながら減少しておりますが、この徴収率並びにこの回収の状況に関しては、他の自治体と比べて飯塚市はどのような状況にあるとお考えですか。

○議長（鯉川信二）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

各自治体により債権の種類も多様であり、全県的な未収金総額の状況は把握できておりません。市税の平成26年度の滞納繰越額で申し上げますと、県下で7番目でございます。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

県下で7番目ということは、福岡県の中ではおおよそちょっとは頑張っているのかなという理解なのか、どうなのでしょう。

○議長（鯉川信二）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

全体で申し上げますと、なかなかつかみにくいところがございますが、市税のみでいいますと、徴収率で言えば、22番目ということで、かなり苦しいところではあると考えております。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

それでは、その厳しい徴収率等々を含めて、どのような形で滞納整理、未収金に対する対策等、行ってきたかについてお聞きいたしたいと思えます。このような状況に対して、飯塚市としては未収金対策会議というお話ございましたが、債権管理条例というものをつくっております。この債権管理条例について、その制定経緯、なぜこの条例が必要でつくったのか、まずそこからご案内いただけますか。

○議長（鯉川信二）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

本市では数十種類の債権を管理しておりますが、根拠法令に基づいているものの体制といたしまして、債権所管各課がそれぞれ管理しているのが現状でございます。また、個人情報保護の観点から、滞納者の情報を各課で共有することができず、飯塚市として足並みをそろえた対応が

できておりませんでした。債権管理条例の施行は、滞納者に限って個人情報各課が相互に利用し、足並みをそろえてより正確な管理を行っていくことができるように制定したものでございまして、今後これを活用して、十分な債権管理をやっていく所存でございます。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

やっぱりこの条例を制定してやっていかないと、これは進まないという考えだという理解でよろしいですか。

○議長（鯉川信二）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

先ほど申し上げましたように、各所管課のほうでばらばらな対応をしていますと、住民の方にも非常に混乱を招くということもございます。それで、条例のほうでちゃんとその統一的な取り決めをする中で債権管理をするということは非常に有効だと考えております。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

それでは、そのような思いでつくられた飯塚市の債権管理条例でございますが、全部で9条の条例であります。他市と比較してどのような特徴があるのかご案内ください。

○議長（鯉川信二）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

他市と比較しての特徴でございますが、台帳の整備、滞納情報の共有、強制執行、執行停止等、債権の放棄など、おおむね他の自治体と大きく変わるところはございません。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

先ほど制定経緯にも触れられましたが、この条例を制定したことによるメリットというものはないものがあるのかご案内ください。

○議長（鯉川信二）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

先ほどもちょっと触れましたけども、今ご説明をいたしました台帳の整備、滞納情報の共有などを明確に規定することで、適切な債権管理ができるようになったと考えております。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

それではその運用についてお聞きしたいと思います。未収金対策会議という話がございます。その未収金対策会議については、どのような会議であり、どのような頻度で行われているのか、また、こういった活動をされているのか、その点についてご案内ください。

○議長（鯉川信二）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

未収金対策会議につきましては、年2回行っております。会議の会長といたしまして副市長、副会長としまして財務部長が就任いたしております。内容につきましては、毎年の債権管理をど

のようになっているか、決算状況を含めまして各課からの報告を受けます。それ以外にも特別な対応をやっているとか、そういった分の情報の共有をするために会議を行っております。それと、収納の目標率の設定をやって、それに近づくためにどのような方策をしていくかということを経営で議論をいたしております。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

この未収金対策会議、何年度からやっておられるのかおわかりですか。答えていただけますか。

○議長（鯉川信二）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

平成26年度からやっております、28年度で3年目になりますが、先ほど年2回ということでご説明を差し上げましたけども、年2回やっている分、必ずしも効率的でないということで、28年度からその都度行うような形で開催をいたしております。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

では、平成28年度に関しては今のところ開催はどのようになっておられますか。

○議長（鯉川信二）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

既に1回開催をいたしております、それは、平成27年度の決算状況をまず把握して、ことしの目標数値をして、どのようにやっていくかということで、そして今後の開催予定でございますが、今のところ、開催予定については未定でございますが、平成28年度の進捗管理ということで、その分の数字の把握をする必要がございますので、それに応じた会議の開催を予定をいたしております。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

この債権管理条例、つくる目的の一つとして、情報共有等々がございました。またノウハウの共有もあるのではないかと考えています。そういったときによくつくられるのが、その債権管理に対してマニュアルを整備してやっていこうと、基本的に全庁的に同じような動きで行こうというような形でよくやったりするわけです。他市の状況を見ても、マニュアルを整備しているところはかなり多岐にわたります。飯塚市において、このマニュアルはつくられているのか、まずそこからお聞かせください。

○議長（鯉川信二）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

公債権につきましては、おのおの法律で規定されていますものにとっけて行っておりますが、私債権につきましては、各課おのおのマニュアルで対応をいたしております。現在では、条例制定後につきましては、統一したマニュアルを作成し、それで対応をするようにいたしております。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

現在は統一的なマニュアルでやっているというふうな形でございますね。では、そのマニュアルの中身についてちょっとお聞きいたします。実は、マニュアルについては、決算特別委員会の資料として出していただきました。たぶんこの分だと思うんですけど、資料の119、120ページに載っていたやつだと思うんですが、これを見ても、残念ながら期間が、いつやるというのが入っているものと入っていない部分があるんです。頭の督促状の発送等については、納期限の翌日起算で二十日以内に発送するとは書いてはあるんだけど、例えば法的措置、徴収停止等々、債務名義の取得等に関しては、残念ながら期間が書いてないような状況にあるのではないかと思います、その点はどのようになっておりますでしょうか。

○議長（鯉川信二）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

質問委員おっしゃいますように、督促状の規定は納期限の二十日以内に発送する、催告状については別段にまた定めをしております。その後につきましては、電話催告や隣戸訪問、支払いがなされない場合については、支払い能力の資産調査を実施した上で法的措置に入るように考えております。ただ、おのおのケースで必ずしも規定どおりという形ではございませんので、その状況に応じた形の中で、そういう法的手段まで行うようにいたしております。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

それぞれのケースによって対応が変わるのはいたし方ないことだと思うんですが、それにしても基本的に行政の仕事として標準的な処理スパンというのは決めておかねばならないんだと思っています。これがきちんとできてないからこそ、9月にあった300カ月という非常に残念な報告がなされたのではないかと考えています。そのマニュアルにあります法的措置の部分でございますが、滞納処分、まず税とかに関しましては、滞納処分という形になるわけですが、滞納処分の対象となる債権はどれとどれで、それぞれどのような手続で行われて、何件ぐらい行われたのか。そして、回収した金額は幾らになるのか。滞納処分についてはかなり毎年やっておりますので、近々の、平成27年度等々で結構ですのでご案内ください。

○議長（鯉川信二）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

先ほど説明しました自力執行権を持つ公債権については滞納処分が行えますが、それ以外の債権については行うことができません。差し押さえの件数につきましては、平成27年度の市税分でお答えをさせていただきます。合計で813件ございまして、給与などの差し押さえで272件、不動産で540件、差し押さえの金額でございますが、給与等の分が272件で、2億2千万円、不動産の差し押さえが、参加差し押さえと普通の差し押さえの分がございまして、本市がやる差し押さえが331件で、3億200万円、参加差し押さえの分が210件で、2億5100万円、合計で813件で7億7300万円というふうになっております。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

公債権でというふうなお話がありました。滞納処分の対象となる債権、具体的に何と何と何と何が対象となるのかご案内ください。

○議長（鯉川信二）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

まず市税、国民健康保険税、保育料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、老人措置費負担金、法定外公共物占有料、となっております。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

では、その他の債権に関しては訴訟等を行わざるを得ないという理解でよろしいですか。

○議長（鯉川信二）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

そのとおりでございます。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

それでは、その対象となる債権は何と何と何と何が、その強制執行については、どのような手続で行われ、件数、回収金額等はどうなっているのか。また費用等についてどのようなになっているのかお聞かせください。

○議長（鯉川信二）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

債権につきましては、先ほどご説明いたしました22債権のうち、8件の公債権を除いた分になります。実際に訴訟につながっているものとして、市営住宅の使用料、学校給食費がございまして、実際の件数でございますが、平成18年度から27年度までの10年間で、市営住宅使用料で訴訟件数は189件、学校給食費の小中学校合計で過去10年間の支払い督促の申し立てが304件、うち裁判に至った件数は92件となっております。平成27年度は市営住宅使用料のみの訴訟を行っておりまして、60件で284万8千円を回収をいたしております。訴訟費用については把握をいたしておりません。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

今、裁判等になっている分に関しては市営住宅の使用料並びに給食費だけというお話がございました。裁判等をやらなかった債権は、具体的に、何と何と何と何が、お聞かせいただけますか。

○議長（鯉川信二）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

裁判まで至ってない、そういう訴訟を起こしてない債権といたしましては、同和地区の結婚支度金、専修学校等技能習得資金貸付金、幼稚園授業料、児童クラブ利用料、短期入所生活介護福祉施設介護自己負担金、災害援護資金貸付金、知的障がい者措置費及び身体障がい者措置費負担金、住宅新築資金等貸付金、住宅改良資金貸付金、市営住宅駐車場使用料、奨学資金貸付金及び奨学資金の貸付金の基金の分というふうになっております。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

残念ながら、裁判にかけているのは、わずか2つの債権、そして件数についても住宅で189件、給食で304件というふうなご案内でございました。これは本当に全体から考えると、

ごくわずかな部分のみがこうやって訴訟になっているという理解でよろしいですか。

○議長（鯉川信二）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

全体のうちの2債権だけがそういう訴訟までということでございますが、ほかの部分については、それまでの対応状況とかいろいろなことが考えられますので、必ずしも訴訟まで至らなかった。ただ、滞納されていることは事実でございますので、その回収については誠意を持って回収に努めるという形でしているのだと考えております。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

今のご説明を、きちんと納税している市民の前で堂々と言えるかどうか、そこについては非常に厳しいのではないかとやわざるを得ません。市長、副市長も苦い顔をされていますが、同様であると思います。住宅新築資金等貸付金については、4億円近い滞納繰り越しがあるわけです。もともと性格から考えても、当然のことながら個人の財産に寄与するために貸し付けているものについて、きちんと返していただくのは当然のことであり、それについて返していただけないのであれば、ちゃんとした法的処分等々をきちんとやっていく。それは当然のことであると考えます。

次に、この未収金であります。例えば私どもが住宅を買う、車を買うといったときに銀行でローンを組みます。当然のことながら利子がついて、それも含めて、厳しい生活の中で返していくわけです。この各種債権、未収金、これは全て利子に相当するものは付くのでしょうか、どうでしょうか。それとあわせて、それぞれ滞納繰り越しの金額等々についてはご案内があったんですが、その利子を含めたご案内だったのかどうか、先ほどの28億円という未収金があるというお話ございましたが、これは利子を含めた未収金の金額だったのかどうか。違うのであれば、それぞれの程度の金額になっているのかご案内ください。

○議長（鯉川信二）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

延滞金を徴収する債権といたしましては、市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料など6債権、延滞金の規定はございませんが、違約金または遅延損害金等の規定があるものが災害援護資金貸付金、住宅新築資金等貸付金など5債権がございます。それ以外については規定はございません。延滞金の額については、ちょっと把握をいたしておりませんので申しわけございません。

○議長（鯉川信二）

担当課長、わかる。ただいまの質問に対しまして専門的な内容の答弁が必要でございますので、担当課長がお答え願います。税務課長。

○税務課長（千代田一敏）

市税で申しますと、平成28年11月30日現在での確定額が約3億5270万円でございます。

○議長（鯉川信二）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

それと先ほどの28億円には延滞金の額は含まれておりません。延滞金はその徴収時点で計算をし直す形になりますので、そういったことになっております。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

では、市税については3億5千万円の利子、3億5千万円程度発生してるというご案内でした。利子が発生していないものがあるというご案内でしたが、具体的に利子が発生していないものはどれとどれと、どれとどれとどれがあるのか。ご案内いただけますか。また、あわせて、先ほどご案内があった滞納利子の分に関しては市税のみ、具体的にわかっているのは、市税のみなのかどうかもあわせてお答えいただけますか。

○議長（鯉川信二）

税務課長。

○税務課長（千代田一敏）

今、延滞金の額について把握しているのは市税のみでございます。

○議長（鯉川信二）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

延滞金を取ってない、規定にないものでございますが、同和地区の結婚支度金、専修学校等技能習得金貸付金、保育料、幼稚園授業料、児童クラブ利用料、老人措置費負担金、短期入所生活介護福祉施設介護自己負担金、知的障がい者措置・身体障がい者措置費負担金、市営住宅使用料、市営住宅駐車場使用料、学校給食費となっております。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

この、今言われた利子がついていない債権なんですけど、これは何で利子がついていないのでしょうか。当然、市民の方からしてみれば、納めるものを納めなかったわけですよね。通常、ほかの方々、納めていただいている方々からしてみれば、納めるべきものを納めてない上に利子がついてない。それはありなのと思われるかと思うんですが、何らかの理由があるのかどうか。その点、お聞かせいただけますか。

○議長（鯉川信二）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

先ほど延滞金を徴収していない債権につきましては、私債権についてはそれぞれ異なる制度の中で実施されておまして、その性質が異なるため、延滞金につきましては、各所管課が個別に判断をいたしております。例えば、老人措置費負担金につきましては、生活困窮者を養護する目的で実施されておまして、延滞金を取るのはそぐわないとか、そういったおのおの理由で延滞金を徴収をしてないようになっております。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

今、一つの制度だけ、生活困窮者を救うのでというお話がありましたが、片一方ではきちっと納めていただいている方々がおられるわけですよね。当然のことながら、サービスの対価として設定されている負担金についてお支払いいただくのは当然であります。生活困窮があれば、当然のことながら、それに応じて制度として減免なり何なりがあると。当然のことながら利子についても全体としてきちんと付くんだけれど、こういった状況の中では減免をするとか、そういった部分はあるんだと思うんですが、とても今のお答えは納得いくものではないと思うわけです。これを個別に判断をするという話なんですけど、じゃあ何のため債権管理条例をつくったのという話なんです。債権管理条例は、平成26年7月にできました。およそ2年たったわけです。やっぱ

りそういった面も含めて、見直す時期に来ているのではないかと考えています。今後、この債権管理をどうするのか、その点についてお話をお聞きいたします。やっぱりこの債権管理については、当然のことながら、きちんと決めたことを粛々とやっていく。そのことが一番債権管理を減らす近道だと思っているんです。何かあるか、何かあるかとずるずる、どうしようどうしようと考えて、時間がたって、あらあらいつのまにか309カ月になっちゃった。ではなくて、粛々と何カ月になったらこうする、何カ月になったらこうする、何カ月になったらこうするというやつを基本的に決めていて、それをきちんとやっていく。それが大切だと思いますし、保証人、連帯保証人のついている債権はあると思うんですが、お話を聞くと、連帯保証人への請求はほとんどなされていないというふうな形をお聞きしたりします。そういったことを含めて、保証人への請求も含めて、標準処理期間をきちんと決め、粛々と進めるべきであると考えますが、その点についてはいかがですか。

○議長（鯉川信二）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

質問者がおっしゃるように、今言われた部分については当然やっていかなければならない部分だと思います。債権管理条例ができて、先ほど言われましたように見直しの時期が来ているんじゃないかということですが、それも含め、今までの取り扱いの状況等を再検討いたしまして、今後、見直し作業するかどうかも含めて検討していきたいと思っています。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

今、今後検討する前に見直し作業をするかどうかを含めてという、余計な一言だと思うんです。これだけの状況であれば、確実に見直し作業は行っていただかなくてはならないわけです。先ほどの延滞金の話です。延滞金については、いろんなところの債権管理条例の中できちんとこの条例にうたっているわけです。この条例の中で遅延損害金であるとか延滞金というふうな形でちゃんと1条設けて、これで全てをカバーする形にしているわけです。そういった形にしていかないと、個別のケースがあるのはそうかもしれませんが、市民からしてみればどのような形でとられても性格は一緒なわけですよ。お金に色がついてないわけですから。この制度はこう、この制度はこうというのは、果たしてどうなんだろう。実際に実行する皆様方から考えても、住宅課に行ったらこんな制度だった、教育委員会に行ったらこんな制度だったと。同じ債権管理をするにしても、そんなに制度が違ったら、また覚えるのにもコストがかかるわけです。情報共有しながらやろうと思っても、そこもまたプラスで知識を得なくてはならない。それもコストです。ぜひそういった部分を含めて、共通してマニュアルを決めて、粛々とやっていただきたいと思っています。その粛々と進める中で、特にやっていただかなくてはならないのが訴訟等についてであります。9月議会にこのような報告が上がってきましたが、住宅に関しては一時期このような報告はパタッと消えていました。そのあいだは止まったんですね。そういったこともあって、こういった大きな金額になるわけです。でも、まだ住宅はこうやって訴訟しているんですね。こうやって309カ月で上がってくるんです。ところが片一方では、利子もつかずに訴訟もなされずにずっと滞っている債権がある。不納欠損もなされていない等々を考えると、適正に管理をするためには、そこら辺、訴訟をきちんとやっていくことが大切だと思いますが、その点についてはいかがですか。

○議長（鯉川信二）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

質問者おっしゃるように、債権管理上、適正に処分をするなりの行為は必要だと思います。そ

れに、市の中で債権によってバラバラということでもおかしいと思いますので、その部分につきましてもしっかりと検討して今後に生かしたいというふうに思います。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

ごめんなさい。質問し忘れてました。延滞金、言うだけ言って確認していませんでした。延滞金についても同様に、全債権にわたってきちんといただくべき利子については、いただくべきだと考えますが、それについてもきちんと検討していただけますか。

○議長（鯉川信二）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

先ほど言いましたように、延滞金については個別に規定は設けておりますが、実際を取っていない部分とかいうのもございますので、それを条例の中に入れ込んでいくかということも含めまして、再度検討をしていきたいと思っております。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

そのような活動をどうやってやるかでガラッと回収の金額は変わるのではないかと考えています。これは平成25年9月27日に大阪で開かれた滞納整理の現状と課題についてという講座があったときの資料なんですけれど、ここで、長崎県松浦市の課長補佐が報告をしています。ここは20年の頭ぐらいから24年までの成果について書かれているんですね。一文を紹介します。全体で取り組んできたわけです。そして、その中でも各担当者に事務的に債権管理をすることを勧めています。自分が担当したときに発生させた未収金でもないのに、何度も電話して嫌な思いをするのは担当者にとって苦痛だと思いますし、何度も何度も催告書を送りつけるのは郵便代が無駄です。滞納者と折衝することは大切ではありますが、無反応な滞納者と折衝に持ち込むところまで行くには大変な手間暇がかかる。それであれば、事務的に納期限を過ぎたら、翌月の20日までに督促状を出し、あとは語気を強めていく催告書を2回なり3回なり出し、それでも反応がなければ最終通告書を出し、そして、またここは収納対策室というところがあって、そこに引き継ぐ。そして訴訟対応に行くわけです。そちらのほうが実際に回収もすると。結果として、やってきた結果、平成20年にピークを迎えた未収金、7億7千万円あったそうです。これが平成24年度には3億8千万円を下回るころまで減少したそうです。割合でいうと約半分、50%近くまで落ちてくるわけです。いろんな取り組みをなされています。訴訟の中でも1本だけでやるのではなくて、全部合わせて請求すると。当然のことながら、滞納される方、一つの税金だけではなくて、やっぱり生活困窮しているから滞納する。ほかの債権についても滞納しているケースが多いと。それも合わせて請求する等々やっておられます。ぜひその取り組みをしっかりとやっていただきたい。あと他方やっていただきたいと考えるのが、やっぱり生活が激変して、残念ながら滞納になるケースはやっぱりあるわけです。解雇になりましたと。収入がぱったり途絶えましたと。家業を廃業しましたと。そうすると入ってくるはずだった、お支払いに回すはずだった財源がなくなるわけですから、そこで滞納が発生することはよくあります。そういったときに、すばやく減免なり何なりにつなげる取り組みができないかと思っているんです。未収金対策だけではなく、生活再建に向けてどうやってつなげていくかと。そういった大きな変化があったときに激変緩和措置ができないか。例えば、解雇されたら社会保険から国民健康保険に変わると。そういったシグナル等々があります。そういったときにこうやって減免ができますよ、本当に困っているのであればそういう形をされませんかとか、そういった仕組みもつくっていただきたい。そういったことは可能でしょうか。

○議長（鯉川信二）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

今質問議員がおっしゃった部分については、実際に制度化されて運用をしております。社会保険を離脱して、国保に加入する場合には、当然、窓口に来ていただけますので、その時点でその確認はできます。ただ、それ以外の分でリストラされて市民税がかかっていた普通徴収の分が払えなくなったとか、そういった分については、やはり面談で状況を把握した中でないとわからない部分がございます。ですので、機械的にというのはなかなか難しいと思いますけども、そういった申し出がございましたら、対応も今までどおり対応していきたいと思っております。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

税金以外でもあるはずなんです。奨学金であるとか、何とかであるとか、給食費であるとか、あり得ると思うんですね。滞納があつて、窓口へ来ただけではなく、例えば滞納がある程度続いたと。そうしたらご案内の中でそういった状況にありませんかと、保険が切りかわるのはわかりやすいんですけど、切りかえを届け出ない方もおられると聞いています。そうすると、市のほうへはでないんです。そういった滞納を機会として生活困窮者の対策につなげるような一歩も二歩も進んだような対応ができるのではないかと思います。その点についても検討を求めたいと思います。

そういったことを考え合わせると、そういった法的思考能力のある職員採用が必要であると思います。飯塚市では、この債権回収以外にも法的能力が必要な仕事はいっぱいあります。今でも裁判を抱えております。そういったことを考えると、任期付採用でも結構ですので、弁護士資格を持った職員を採用していただき、そういった点に当たっていただきたいと思っております。

時間が厳しくなりましたが、中小企業等振興についてお聞きいたします。

○議長（鯉川信二）

14番 江口議員にお知らせいたします。発言時間が2分を切っておりますので、よろしくお願いたします。14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

中小企業等振興について、現状と政策課題は何かご案内ください。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（田中 淳）

現状と課題ということでございますので、一括してご答弁申し上げたいと思います。市内産業の状況につきましては、各種統計資料によりまして分析を行っております。主な特徴といたしましては、まず市内の名目総生産額でございますが、2005年、平成17年をピークに低迷をいたしておりましたが、2013年、平成25年に急回復いたしまして、名目成長率プラス5.7%、実数で3700億円から3900億円と大幅な伸びとなっております。

次に市内の事業所数につきましては、1999年、平成11年と2014年、平成26年の比較におきまして、26.1%、実数といたしまして、7636カ所から5642カ所の減少となっております。主な産業別で申し上げますと、建設業で24.5%、683カ所から516カ所。製造業で10.9%、393カ所から350カ所の減少、卸売小売業につきましては32.8%、2355カ所から1583カ所の減少、医療福祉関係事業所につきましては78%、318カ所から566カ所の増加となっております。従業員数の状況につきましては、2009年、平成21年と2014年、平成26年の比較におきまして、全体で6.7%、6万1384人から5万7281人の減少。主な産業別では建設業で17.2%、3944人から3263人の減少。

卸売小売業で18.9%、1万4086人から1万1425人の減少となっておりますが、製造業4.6%、7251人から7582人の増加、医療福祉関係19.3%、9352人から1万1157人の増加となっております。また、主な産業の生産状況につきまして、製造業は2008年、平成20年と2014年、平成26年の比較におきましては、2012年、平成24年までは10%超、これは約1400億円の減少でございましたが、2013年は2008年の水準、これは約1600億円にまでほぼ回復をいたしております。商業につきましては、卸売小売業の年間商品販売額の1999年、平成11年から2014年、平成26年の比較におきまして、35.4%、3244億円から2095億円の減少となっております。市民所得につきましては、2002年、平成14年をピークとして上昇と下降を年度ごとに繰り返しておりますが、ピーク時と比較いたしまして8.5%、3493億300万円から3195億5100万円の減少となっております。各種統計資料からの市内の各産業の現状は以上のような状況となっております。

続きまして、課題についてでございますが、先ほど、ご答弁申し上げました事業所数、生産額などの各種統計資料からの市内の各産業の状況につきましては、長期にわたる景気低迷や人口減少とも相まって、相対的に市内の経済産業は縮小傾向にあるものと認識をいたしておりますが、名目総生産額は回復傾向にございまして、また、製造業の製品出荷額の回復、従業員数の増加や医療福祉関係事業所の増加等プラス要因もございます。これらのプラス要因を成長させていくために医工学の推進、創業促進、地方創生交付金を活用いたしましたIT人材の育成及び企業誘致による若年層の定住促進など、各種施策により、市内産業の振興を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

そのような現状と課題を把握した中で、本年4月に中小企業振興基本条例を制定いたしました。その制定目的と制定後の経過についてお聞かせください。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（田中 淳）

中小企業振興基本条例につきましては、中小企業が本市経済の発展において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興の基本となる事項を定めることにより、中小企業の健全な発展を図り、もって地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的といたしております。本条例制定後の経過につきましては、本条例制定の啓発チラシを作成し、各関係機関、団体等へ配付をいたしております。また、条例第12条の中小企業振興のための意見反映機関の設置方法等及び委員会審議におきまして、効果的な条例とするための実効性のある条文への見直し検討というご意見をいただいておりますので、この2点につきまして、商工会議所等4団体と意見交換を行っております。1点目の意見反映機関の設置方法につきましては、現行の新産業創出ビジョンが、5年間の最終年度となる、平成29年度中に新たなビジョンの検討を行う予定でございますので、新たなビジョンに商業と6次産業を行う農業を加えまして、現行のトライバレー委員から、商業と6次産業を行う農業を加えた新たなビジョンの検討や、中小企業振興を所掌する新たな委員会を中小企業振興基本条例上の意見反映機関とすることで、意見調整を行ったところでございます。また、効果的な条例とするための実効性のある条文の見直しの検討につきましては、新たな条例上の委員会で中小企業振興に関する有意義な意見が提案され、集約される中で、改正の必要性が明確になった時点で条例改正を行うほうがよいのではないかというご意見をいただいたところでございます。以上が制定後の主な経過となっております。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番 (江口 徹)

産業の現状については、事業所数、そして従業員数ともに減少しているわけです。名目総生産はプラスになっているとはいうものの、飯塚市の経済の状況を考えると、あまり芳しい状況にあるとは思えないわけです。待ったなしの状況にあると考えます。そのときに平成29年度中に新たな産業ビジョンをつくと。そのときに意見反映機関がどのような形になされているのかは大きなところだと思っています。中小企業振興基本条例の中で意見反映というところがありますが、じゃあ、それをきちんとこの条例上の機関として位置づけ、そしてそこで、今後の経済対策を一手に考える。そうしないと、やっぱり現場におられる方々の意見は反映されないわけです。それが担保されない。ぜひその点について積極的にやっていただきたいと申し述べておきます。あともう一点、公契約条例がございます。これも市内の中小企業者を守るための条例だと私は考えますが、この公契約条例に関する検討はどのようになっているのかご案内ください。

○議長 (鯉川信二)

総務部長。

○総務部長 (石田慎二)

まず、今年度4月に近隣の先進地であります直方市のほうに出向きまして、条例制定に至るまでの背景と経緯、それと制定から現在までの経過について話を聞きまして、情報交換を継続させていただいております。担当部署、契約課のほうにおきましても、全国の動向等について調査、把握に努めておる状況でございます。

○議長 (鯉川信二)

14番 江口 徹議員にお願いいたします。まもなく発言時間が終了いたしますので、最後の質問としてまとめていただきますようお願いいたします。14番 江口 徹議員。

○14番 (江口 徹)

直方に行かれてお話を聞かれた。この公契約条例、去年、おとしぐらいから言っているものではございません。もっと前から数年来、お話ししておりますし、同僚議員、道祖議員におかれましても委託等々について、きちんとやるほうがいいのではないかという発言もございました。やっぱり、飯塚市が発注をする、それが品質がどうなのかを考える中、そしてまたそこで働く方々がきちんと生活をする中では、それが見合った賃金が払われているのかどうかについてはきちんと考えなくてはならないと思っています。それが公契約条例であると考えます。中小企業振興基本条例、そして公契約条例ともにしっかりとした検討をしていただき、実効性があるものとしていただきたい。そのためにも、現場の意見を聞くことをまずやっていただきながら検討していただきたいということを述べまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長 (鯉川信二)

暫時休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長 (鯉川信二)

本会議を再開いたします。24番 道祖 満議員に発言を許します。24番 道祖 満議員。

○24番 (道祖 満)

私が今回、質問通告をしているとおり、新庁舎の供用開始に向けて、行政の対応と、飯塚市文化振興マスタープランに関連して質問していきたいと思っております。

まず、新市庁舎が稼働しますけれど、その新市庁舎の庁舎管理についてお尋ねします。庁舎管

理については、平成18年に飯塚市庁内管理規則が定められて運用されております。今回質問するに当たって、他の都市の管理がどういうふうになっておるか、ざっと目を通して見たんですけど、横浜市では、規模が違いますから比較になるかならないかという問題はありますけれど、新庁舎の供用開始（平成32年6月末）に合わせて、管理基本方針を定めて、平成28年3月に定めて、円滑に管理、運営が行えるように検討を進めているそうです。この横浜市の新庁舎管理基本方針では、施設全体を各施設の特性に応じて、セキュリティのレベルによる区分を行い、段階的に立ち入りを制限してセキュリティを高め、セキュリティゾーンの考えを導入するとされておりますけれど、飯塚市の庁舎管理規則では、セキュリティについてはどのような考えになっておるか、まずお尋ねいたします。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

庁内管理規則は、庁内の保全及び秩序の維持を図り、公務の正常な運営を図ることを目的としております。お尋ねの規則では、管理責任者として総務部長が庁内の規制、秩序の維持、災害の防止、盗難の防止に当たるものとしております。また、管理責任者の命のもと、室内管理者として各課の課長がその所管に係る室内の規制、秩序の維持、災害の防止、盗難の防止に従事することになっております。

また、庁舎の開扉時間を午前7時30分、閉扉、閉める時間を午後6時としております。庁舎を閉めた後の入室につきましては、宿日直者の承認を受けるようになっております。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

今、現状の庁舎管理についてご説明がありましたけれど、横浜市では、今後は、来庁者は受付案内で訪問先の部署や目的を告げ、ゲストカードを受け取り、セキュリティゲートを通過して目的地へ行く。ゲストカードの利用を考えておりますけれど、このような形ですね。飯塚市では、こういう利用が現在ありませんけれど、横浜市の取り組みについて、どのように考えるか。横浜市の内容については、御承知と思えますけれど、どう思います。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

今回の一般質問で、質問議員からもいろいろ情報をいただきまして、横浜市の場合は、非常に高いセキュリティ計画をお持ちだというふうに感じております。横浜市新庁舎は、1階から3階までは商業施設などが入居し、不特定多数の市民が来られる一方、基本方針では「一定の規律性や静粛性を持った空間とし、低層部の賑わい空間と区別します。」というふうにされております。横浜市は政令指定都市であり、市民の手続や窓口は18の区役所で行われ、本庁舎については、議会や執行部の中枢部署が配置されていることと考えておりますが、本市においては、窓口機能も本庁舎の中に置いております。窓口機能も多いことから、来庁者全員にゲストカードを使用することは運用に支障が出るのではないかとこのように予想をしております。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

新庁舎の建設に際しては、特別委員会であったと思えますけれど、来庁者が勝手に業務を行っている職員の席に行けない方法を考えると言われておったと記憶しておりますけれど、これは、セキュリティの観点から必要であると私は思っておりますけれど、その後、どのようになりましたか。一応、庁舎の机の配置等については、手元にいただいておりますけれど、ご説明願います。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

新庁舎の執務室でございますが、施錠できる個室か、カウンターを設置いたしまして、職員はカウンター越しか、フロアの打合せコーナーで来庁者に対応するような構造としております。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

ここに、新庁舎のレイアウト図を持ってきておりますけれど、これによると1階にはカウンターが途切れているところがない。途切れているところはスイングドアがあって、執務室への入室を抑制するような構造になっておりますけれど、2階以上にはそういう構造にはなっておりません。これでは、職員以外の方が、今のように、現状でも入ってきているでしょう。そういう形で入ってくるんじゃないかなというふうに思うんですね。議会事務局についても説明があったのですけれど、議会事務局は、議員控室等に入ってくる時は、議会事務局の窓口があるから、入口はいいんですけれどね。トイレのほうに行くときにはドアがあって、ドアからぐるっと回れば誰でも入って来られるから、これはまた考える必要があるんじゃないかということをおっしゃるけれど、それ以上に、1階以外の所は職員以外の人たちが入って来られるような構造になっておりますけれど、どういうふうに考えておられるのか、その辺、なぜこういうレイアウト図になっているのか、お尋ねいたします。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

先ほど、規則のところでも少し申し上げましたが、各課、室には室内管理者として課長がおりますので、その者に職員以外の者の執務室への立ち入りを規制させるというところでの考えでレイアウトを考えておるところでございます。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

平成18年にこの庁内管理規則ができていますよね。執務室には入ってくるなど、こないでくださいと指導するようになってはいますよ、今でもね。だけど、今入って来ているじゃないですか。入って来ていない。入って来ているでしょう、一般の方が。部長の机の前まで。課長の机の前まで。入って来ているでしょう。来ていませんか。名刺置きにとか来ていないですか。全く完璧に入って来ていませんか。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

まれに入ってみえることを見受けることがございます。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

市民に開かれた市役所、それは結構なのですよ。誰もが親しくね、ねえ、課長さんという話に来るのも、それはいいことだと思いますよ。だけど、時代が変わってきていますからね。やはり今、前から言われているのですけれど、仕事の情報が机の上に乗っているわけでしょう、皆さん。パソコンにしても、書類にしても。それが、すっと入って来て、第三者が見ていける状態にある。これはやはり、コンプライアンスの問題、個人情報保護とか、そういういろいろな観点から言う

と、コンプライアンスの問題があるのではないかというふうに私は思っているんですよ。だから、まれにあることは、あつてはいけないんですよ、やっぱり。新庁舎ができ上がる、そのときにやはり、まれということはない、完璧に職員が執務しているところに一般市民が入ってくる。これはやはり制限する、抑制する。これをきちっと徹底する必要があるのではないかと思います、これにはなっておりません、レイアウト図には。だから、やはりそこは工夫するべきではないかと思えますけど、どう思えます。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

質問議員ご指摘のとおり、今現状の現庁舎におきまして、廊下から執務室の扉を開け放しにしておけば、廊下からすぐ、執務室のほうに出入りができる構造になっております。新庁舎につきましては、今回、オープンフロアにしておりますが、カウンターを設けておりますので、現状よりは幾分か執務室への入室が制限しやすくなるというふうにも考えております。ただ、議員ご指摘のとおり、スイングドアなりを1階のようにつけないかというご提案でございますので、そういった部分も含めて、何らかの工夫をして、先ほども申し上げましたように、まれに入ってこないような工夫を考えて、検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

あわせて、やはり庁内管理規則、そういうこともあるので、見直しも必要ではないかと思えますので、この際、改定すべきところがあれば、改定すべきだと思います。私はそう思っています。それと部長、あなたが言った庁内管理規則そのものは、どちらを向いているかということなんです、どちらを。内向きの規定なんです、僕が思うには。この規則、もう読みましたけれど。職員に対する規定でしょう。市民の人たちは、こういう規則、決まりなんていうのは知らないんですよ。入ってきたら悪いですよということは、あなたは注意しないから、まれにしか。まれにしか入ってこないから、まれに気が付いたら入ってこられてしまっているから。だから、それがあつたらいけないんですよ、今後は。私はそう思います。だから、見直しをするとともに、新庁舎については、きちっと市民に対して、ここまでですよということがわかるように、やはり周知徹底する方法も考えていただきたい。業務は、市民の方がお見えになったら、職員が気づいて、自分から市民のほうに歩いてくるという形にしないと。市民の方が机まで歩いてくるのではない、そういう管理の仕方を市民に周知する、そういうことをやっていただきたいと思えますけれど、できますか。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

質問議員から今、いろいろご指摘いただきましたことを、きちんと胸にとどめまして、新庁舎の管理につきましては、管理規則の改定も含めまして、職員へのマニュアル等、そういったものを整備しながら、工夫をして、おっしゃいますセキュリティの確保、コンプライアンスの保持等に努めていきたいというふうに思います。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

よろしくをお願いします。やる気があるときは大きな声で答弁していただきたいですね。何か、か細くなっていつている感じがしますよね。よろしくをお願いします。

続きまして、職員駐車場の確保について、お尋ねしていきたいと思えますけれど、よろしいで

しょうか。新市庁舎が供用を開始すると、穂波庁舎から教育委員会が移ってくるなど、その新庁舎に勤務する職員数が増加すると思いますけれど、職員の駐車場が確保されているのかと私は心配しております。まず、どのくらい移ってこられるのか、お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

新庁舎に勤務する職員のうち、現在の本庁舎にいる職員と比較し、増加する職員でございますが、現在、第2別館で勤務する保護課職員が80名、管財課職員12名の92名、また、現在、立岩公民館で勤務しております地域連携都市政策室、これが廃止になりますので、この職員が5名、それと、穂波庁舎で勤務する教育委員会の職員40名、介護保険課所管の介護訪問調査員の職員15名の55名で、合わせまして152名が増加する予定となっております。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

では、その152名が増加するということですが、その中に新たに新庁舎周辺に駐車場、要は車で来る方ですね、公共交通で来る人と来ない人がいるでしょう。おそらく、車で来る方が多いと思うんですが、新たに移って来られる方々で駐車場を必要とする職員、それと現在の庁舎に勤務する職員で、自家用車を利用している職員数を合わせるとどれくらいになるのか、お尋ねいたします。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

臨時職員を除いた数字となりますが、本庁舎で勤務している職員のうち、現在、自家用車で通勤している職員は446名となっております。

また、ご指摘の新たに駐車場を必要とする職員につきましては、先ほど申し上げました、穂波庁舎から移ってくる職員となりますが、このうち現在、自家用車で通勤している職員は55名となっております。合わせまして501名となり、人事異動等により影響を受けることもありますが、新庁舎供用開始時には500名程度が自家用車で通勤するものと想定をいたしております。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

新庁舎供用開始時には500名、これは臨時職員は除いているんですよね。臨時職員を入れたらどれくらいになるんでしょうね。多いというのは間違いないですよ。500人を超えるということは間違いないですよ。600人なり700人くらい。それは聞きませんが、最低でも500人ということですよ。けれど、臨時職員も考えてやらないといかんですよね。仕事で、必要で、臨時職員を採用しているんでしょうからね。考えてください。そういう中で、職員ということで今でも450人くらいがここ現庁舎に勤務しておるんですが、駐車場はどうやって確保しているのか、それについてどういう調査をされて、把握しているのか。お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

新庁舎の建設が始まる以前には、市役所敷地内の一部分に、有料でございますが60台程度の職員用の駐車場を準備しておりました。現在は工事中ということで、職員用の駐車場はございません。そのため、駐車場の確保につきましては各職員の判断に委ねておりますが、多くの職員が民間の有料駐車場か、もしくは河川敷の駐車場を利用しておる状況でございます。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

今、市役所は60台しか確保していないと。450人に対して60台、500人に対して60台、1割強ですよ。60台確保したとしても、残りの390人なり、440人は駐車場をやっぱり探さなくてはいけない。有料駐車場か河川敷に停めているということですけど。やっぱり職員は、大変苦勞していると思うんですよ。飯塚市職員の給与に関する条例第16条に定められております通勤手当は、私は、これは基本的には公共交通機関を利用することを前提として定められておると、基本は。しかし、今、このような車が発達した社会ですから、置きかえて自家用車でいいですよというふうになってきたんだろうとっておりますけれど。まず、ここに資料がありますからわかりますけれど、公共交通機関を利用した場合の上限の通勤手当は幾らになるのか。自家用車を利用したときの上限の通勤手当は幾らになるのか。まず、確認させてください。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

上限額について、お答えさせていただきます。まず、公共交通機関を利用して通勤した場合でございますが、通勤に要する運賃といたしまして、1月あたり5万5千円が上限額となっております。

また、交通用具、これは自動車、バイク、自転車を含みますが、これを利用して通勤した場合につきましては、通勤距離に応じまして、支給額が定められております。1月あたり3万1600円、これは片道60キロメートル以上になりますが、これが上限額となっております。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

通勤手当は条例16条ではそういうふうになっておりますね。それで、単純なことなのですが、私は、これを考えていて思ったんですけど、500人の人が上限のところ已全部住んでいる。上限に該当するところに。それで公共交通で来る。すると、5万5千円を払わなくてはいけません。まあ、車で来ますよと、3万1600円と。単純に言えば、2万円違うんですよ、2万円。自家用車で来てもらったら、2万円×500人、1千万円ですよ、月に。単純計算すれば。でしょう。だから、公共交通機関で来るよりも自家用車で来るほうが非常に、行政としては通勤手当を多く負担しなくていいということになるでしょう。そうではないですか。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

質問議員の言われるとおり、単純計算で申しますとそういうことになると思います。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

現実的には公共交通が通っていないところが多いから、地方の悲しさで、自家用車で来なくてはいけません。ところが、自家用車で勤務するというのは、自家用車を自分で買わなくてはいけませんよ。計算し始めたら、150万円の軽自動車を買っても、減価償却を10年としても、年15万円かかる。月におくと1万円ちょっとかかる。これに保険料とか車検代とかを言っていたら、持ち出しは月に2万円くらいになるんじゃないかなと思うんですけど。それだけ、自家用車で来るというのは、いたし方ないにしても、私は個人負担が多い、公共交通で来るよりも。

私はそう思うんですけれど、私の考えはおかしいですかね。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

自家用車で通勤されている職員については、通勤以外にも自家用車を使われてあると思いますので、おかしいとは言いませんが、いろいろ含まれているのだと思います。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

部長、365日あって、稼働日数は何日ありますか。休日に利用する、連休をとってもいいですよ。それからいったときに、じゃあ月2万円の持ち出しが、個人で使う時間と業務に来る時間で比較したら、細かく言ったらどっちが負担が多いですか。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

どちらが負担が多いかは、ちょっと私は今わかりかねます。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

単純計算したら、やっぱり車を持たないほうが、費用負担しないで済むですよ。これは間違いないんです。それは私用に使おうが、通勤に使おうがないほうがいいんです。なければ、通勤手当は上限で、車で来るよりも2万円以上高いですよ。その点から考えたら、車を持たないで、公共交通機関で来たほうがいいんです。だけど、便宜上という、地方の、ローカルは公共交通が行き届いていないから、いたし方なく車で来ている。それを考えたら、個人負担は多いですよ。私はそう思っています。まあ、あなたの立場は冷たい立場でよく職員を見ているんでしょうけれど、私は温かい気持ちで職員を見ているから。その見解の相違でしょうけれど。

それで、先ほどの質問では、市役所周辺の駐車場を職員それぞれの判断で利用しているということでありましたけれど、無料の駐車場というのがあるのか。それが無いとするなら、有料の駐車場を借りている。僕は2、3人聞いただけで、単純に言ったら8千円払っている人もいれば、4千円幾らの人もいるし、いろいろあるんですけれど、8千円も払っている人がいるんですよ。距離は、これはしつこく言いますけれど、5キロメートルで車に乗ってくる人も8千円払わなくてはいけない。通勤手当は少ないですよ。最高の3万1千円をもらっても8千円なんですよ。そういうことを考えたら、車で来るというのは、それだけ個人的負担は多いというふうに私は思っているんですよ。それで、ここで長く言っていたら時間が減ってきますから、職員の実態はどういうふうに駐車料金を払っているのか、そういうことを調べたことはあるんですか。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

申しわけありません。有料駐車場の利用料金につきましては、職員個々で負担していただいておりますので、利用料金の詳細な金額というのは、私のほうでは把握いたしていません。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

それは、総務部長として職員がどういう通勤状況にあるか、把握しておくべきだと思いますよ。通勤手当を払っているんですから。払っているのは、どこからどこまで、役所までの距離でしょ

うけれど、駐車場はどういうふうになっていますかと聞くことくらい、別に申請のときに確認をとればいわけでしょう。それは把握しておくべきだと思いますよ、福利厚生の方から考えても。現実を知るためにも。遠賀川の河川敷を使っている職員が多いということでもありますけれど、今日、大雨が突然降ってくる機会が多いでしょう。そのときは、職員が河川敷に停めている場合はどうしているんですか。車は流されているんですか、そのまま。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

何人かの職員に聞きますと、注意報が鳴った段階で河川敷の駐車場が閉鎖になりますので、近隣の時間決めの駐車場に停めたりしているように聞いております。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

その際は、時間外扱いになるんですか。時間中、勤務時間に自由に抜けて行けるんですか。職務から離脱するときは、上司が許可しなくてはいけないというのがあるのではないですか。大雨注意報が出ました、河川敷に停めています、車を動かさずに行かなくちゃいけない。そのとき、どういう規定があってやっているんですか。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

上司の許可を得て、職務を継続するためにやむを得ない行動であると思いますので、許可を得て動かしている状況でございます。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

それは、勤務時間内で、勤務に、仕事に支障が出てくるんじゃないんですか。その分、残業とか何とかするようになるんですか。要は、あってはならないことなんですよ、私に言わせると。勤務というのは、きちっと勤務規程があるから、8時間勤務なら8時間勤務をきちっとしなくちゃいけないんですよ。それは、地震が来たとか言ったら、全員しょうがないから逃げてください、机の下に入ってくださいと言いますけれど。駐車場が確保できない職員は河川敷まで走って行って、車を動かしてください。しかし、それは市民サービスには何も関係ないんですよ。幾ら上司がいいよと言ったって、それはおかしいと私は思います。だから、私はそういうことが起きないように、職員に対する駐車場の確保のあり方について検討すべきだというふうに思うんです。それが、職員が有料駐車場に駐車しているなら、利用しているなら、それに対する補助を出すとかそういうことを考えるべきではないかと思っておりますけれど、どう思います。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

駐車場利用に対する補助を考えたらどうかということですが、こういった補助につきましては、実質的には職員に対する手当と捉えられます。その際、地方自治法、これが204条第3項の規定になりますが、給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法については条例でこれを定めなければならないというふうに規定されております。国家公務員の支給基準にない手当につきましても、地方自治の本旨にのっとり条例を制定すれば、支給は可能と考えておりますが、本市におきましては、国家公務員の給与制度との比較をもとに、給与、手当の支給につきましても、県からの指導、助言も受けておりますので、国に準拠した制度運用を行ってきておるところでござ

ございます。このため、駐車場に関する手当の支給につきましては、国及び近隣市の給与制度の動向を見ながら、今後、慎重にその正当性を含めた検討をする必要はあるというふうに考えます。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

それなら、オートレース場の駐車場とかいうのは、常時いっぱいになっていないから、あそこからシャトルバスを出すとか、そういうことが考えられないか。要は、市役所から近い所に市有地があればそこから、そこを駐車場として、そしてそこから職員を通勤させる。そういうことを考えていくべきじゃないかなと思っておるんですけど、どう思います。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

シャトルバス等の利用を考えてみないかというご提案でございますが、行き帰りの時間帯とか、職員によってばらつきもございますし、シャトルバスの運行の便数等がばらつきによって増加するということも考えられますし、結構大きな費用負担が発生するというふうに想定がされます。逆に、増加させずに便数を制限いたしますと、利用者の減少につながる可能性もございます。質問議員、先ほどからおっしゃいますように、職員の福利厚生確保というのは非常に重要でございますので、そういったことを配慮されたご提案であると思います。これも慎重に検討しなければならぬというふうに考えます。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

時間管理の問題は、職員の仕事の時間の管理というのは、早朝残業をさせるか、5時以降に残業をさせるかでしょう。バスを出すということを決めれば、1時間で出す、2時間で出す、3時間でバスを出すとかいうことにすれば、それは残業管理につながるでしょう。きちっと残業管理をできるようにしとけばいいんですよ。そうしたら、ちゃんとシャトルバスを出して、それに乗りおくれることはないと思うんですよ。費用の負担を言うなら、先ほど言ったように、2万円違うんですよ。自家用車で来ることと、公共交通機関を使って来ること。そういうちょっと高い視点から考えないと、こういう問題は解決しないですよ。

それと、じゃあ職員の皆さんと話し合って、どれくらい駐車料金を払っているのか。そして、自己負担は何千円くらいだったらいいか。8千円も払ってしているとかいう人もいますよ。2千円くらいは負担してもいいから、そしたら、2千円掛けることの500人がそこに来たとしたら、なんぼになりますか。全員が来たら100万円ですよ。そういうふうな考え方もある。だから、もうちょい高い視点で考えてやっていかないと、職員がきちっと仕事できないんじゃないかなと私は思っているんですよ。

それと、きょう、新聞に書いていましたね。JR九州の赤字路線の問題が出ていました。それがだめとするなら、市の土地があるところの周辺で、既存の公共交通機関のバス停があったり、JRの駅がある。そういうところまでは車で来なさいと。それから、電車で来なさい。そうすると、既存の公共交通を守るということにもなる。そうでしょう。例えば、オートレース場で言いますと、オートレース場の手前、愛宕集会所までバスは出ているんですよ。バス停があるんですよ。そして、オートレース場でUターンして、新飯塚まで来ているんですよ。であるならば、オートレース場の駐車場を使って、バス路線を伸ばせばいいんですよ。そして既存のやつでここまで来れば、宮ノ下まで来れば、すぐ来られるんですよ。そういうこともできますよということを提案させていただいて、職員のために、庁舎が今度できるに当たって、もう少し考えて、職員にも優しい行政であってほしいなと思いますけれど。そういうことは検討できますか。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

職員の駐車場の問題につきましては、質問議員が何度もご心配いただいているように、福利厚生の方からも、大変重要でありますし、どげんかせんといかんというふうな課題というふうには認識をしておるところでございます。ただ、現実、周辺に用地はございませんし、先ほど職員に厳しいというふうにご指摘いただきましたが、職員の判断になるという現状でございます。議員からもいろいろ、今ご提案いただきましたので、そういったところも含めて、この問題の解消に向けて、検討、研究をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

残り時間が6分ですから、次の質問に移ります。

飯塚市文化振興マスタープランの検証について、まずお尋ねしますが、平成20年8月にこのマスタープランが作成されております。これには、3年ごとに検証を行うというふうになっておりますけれど、28年度で9カ年ですね。ですから、3カ年ごとにやられてきていると思っておりますけれど、どういうふうな内容になってきておりますか。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

どのような内容かということで、その検証の結果についてお尋ねだと思います。飯塚市マスタープランにつきましては、平成13年に制定をされました文化芸術振興基本法、合併後、平成18年に改めて制定をされました市の飯塚市文化振興基本条例、この2つに基づきまして、個性豊かな新しい文化の創造を理念として掲げ、自立した市民主体のまちづくりを基本目標に、平成20年8月に、ただいまご案内のとおり、策定をいたしております。プランの進行管理の中で、施策の展開の検証を行っておりますが、この検証からの課題に加えてアンケート調査も実施をさせていただいております。それに基づきまして、現在、第2次の文化振興マスタープランを策定しているところでございますが、この1次のマスタープランの検証につきましては、文化振興審議会、教育委員会におきましての点検評価等におきまして、ご意見をいただいております。検証からの課題といたしましては、鑑賞機会の充実、人材の確保、施設の老朽化、施設の利用促進、情報発信、さまざまな分野との連携、交流が必要ではないかというような課題が挙げられております。また、アンケート結果を見ましても、活動団体等では会員が減少している。また、経費の負担がかかると。それから、広報活動に関する問題、連携、若い世代の取り組み、機会の創出等、さまざまな課題が回答されております。文化振興を図る上で十分な成果が1次では達成できなかったと判断しておらず、第2次文化振興マスタープランの中で現状を再分析し、新たな方向性を示すこととしております。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

飯塚市民芸術交流館（仮）設立推進会という組織から、市議会議長に対して、市議会において芸術振興の推進を図るための議員連盟創設の要望書が出されましたが、その際、平成28年11月に市と市教育委員会に、飯塚市民芸術交流館（仮）設立推進会が、「飯塚市民芸術文化交流館（仮）開設」の要望書を提出したと聞きました。その団体と要望書の内容についてはどのようなものか、お尋ねいたします。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

ご案内の要望書でございますが、市長部局と教育委員会へ提出をされております。この提出をされました設立推進会は、市と市民の協働モデルとして、「輝くまちづくりを推進したい」という趣旨で、文化、芸術を通して市民が交流できる場の開設を要望されている会議でございます。

要望書の内容といたしましては、穂波図書館移設後の跡地活用について、交流館の設立を提言されたもので、本市にゆかりのある芸術家の作品常設展示場、民間に存在する美術品、工芸品、文化財の収集、展示、保存、修復の場所、芸術文化の企画運営、広報、交流等の人材等育成の場所としての提案をいただいております。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

この頃、近隣自治体では、積極的に文化行政に取り組んでいる報道がなされております。田川市においてもそうですね。いろいろと報道されておりますけれど、今回、飯塚市民芸術文化交流館（仮）開設の要望は、新たに建物をつくってくださいますと、新市庁舎の供用開始に伴う、飯塚市の公共施設の利用の見直しの報道を見ての提案、要望となっておりますけれど、その内容は、先ほどご答弁いただいた、「飯塚市文化振興マスタープラン」の趣旨に沿ったものであると私は思いますけれど、教育委員会はというふうにとめておられるのか。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

廃止施設と言っているのかというところはございますが、既存施設の利活用につきましては、さまざまな観点から検討がなされており、要望のありました、文化・芸術施設として利活用することも一つのご意見というふうにご考えております。本市の公共施設等のあり方に関する第1次実施計画におきまして、公の施設の廃止後の跡地については、他用途への変更や特定目的の普通財産に予定しているもの以外は無償で譲渡すること、これを原則としております。

このような方向性が示されておりますので、市長部局と十分協議をし、計画を実現するためには、協議が必要ではないかというふうにご考えております。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

公共施設の利用の見直しに伴い、要望書では、穂波図書館の後利用の要望でありますけれど、いろいろな利用の方法が考えられておることです。今、教育委員会が入っております穂波支所の3階は、教育委員会が新市庁舎へ移れば、民間への貸し付けが考えられておるわけですね。私はこの要望書を見ていて、飯塚の文化行政にこのような穂波図書館の利用をさせていただきます、もしくは穂波庁舎の3階を利用する、その他、いろいろな施設があると思っておりますけれど、要望書のとおり利用していくことについては、市民の理解はいただけるんではないかなと思っておりますけれど、どう考えますか。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

繰り返しの答弁になると思いますが、ご提案の文化・芸術施設として利活用すること、これも一つの活用方法であり、個性ある文化、芸術を育成し、発展させることは、文化、芸術の創造につながり、市民の主体的文化芸術活動の支援、文化芸術鑑賞機会の充実を図る必要性、これは教育委員会として十分認識しておりますが、あくまでも施設につきましては、市長部局と十分協議

をして、実施をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

じゃあ、財産を管理している市長部局はどのように考えられますか。

○議長（鯉川信二）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

公共施設の空きスペースの有効利用につきましては、限られた資源、財源の中では必要なことだと考えております。今回の要望事項も、市民側からの有効活用のご提案であると考えております。公共施設の跡地、跡施設、そして空きスペースの活用の検討手順といたしましては、まず用途変更を含め、市として活用するかどうかの検討を行います。その結果、市として活用方法がなければ、次の手順としては民間への譲渡、貸し付けの検討となります。

穂波庁舎については、現状3階部分につきましては、市としての活用方法がないため、民間貸し付けを含め、検討するとしております。今後、市の文化行政をはじめ、福祉行政などで穂波庁舎の3階スペースが必要となるのであれば、当然、検討することになると思います。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員にお知らせいたします。発言時間残時間が3分を切っておりますので、よろしく願いいたします。24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

住民の皆さんのご意見を踏まえた中で議論を行う必要があるということですが、今回の要望書に対して意見を聞く予定があるのか。文化振興マスタープランの課題がいくつか挙げられておりますけれど、この要望書を実践すれば課題がクリアされるのではないかと思いますけれど、いかがお考えでしょうか。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

まずは、意見を聞く予定があるのかということでございますけれども、本市の文化振興の指針となります文化振興マスタープラン、これを策定するにあたって、諮問機関でございます文化振興審議会における協議を初め、アンケート調査、パブリックコメントを実施し、幅広い意見をいただいております。この中で、文化芸術の場所や機会の充実は大きな施策の一つであり、公の施設などの有効活用を進める必要性、これは認識しております。今後、文化振興審議会における審議、また、文化団体へのアンケート、ご意見箱等を活用しながら、今回の要望も含め、具体的な施策内容について、実効性を検証し、市長部局とも教育委員会の考えがまとまれば、協議をしてまいりたいというふうに考えております。

また、この要望書を実現すれば、課題が解決するのではないかとのご指摘でございますが、この文化振興マスタープランにおきましても、さまざまな課題が掲げられておきまして、それについて、第2次のプランでは新たな方向性を示すこととしております。施策の展開の中で、文化芸術の場所や機会の充実、これは施策の柱の一つでございます。地域文化を推進する上で重要であると認識しております。市としては、現在建設中の新庁舎におきまして、展示コーナーとして使用可能なスペースを設けるなど、また、コスモスコモンやコミュニティセンターの展示室、公民館に加えて、充実を図ることとしております。今回の交流館開設としての利活用につきましては、先ほどの課題の解決に結びつく提案ではございますが、何度も繰り返しになりますけれども、市長部局と十分な検討の上、進めていきたいというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

つかぬことをお尋ねしますが、市としては現在建設中の新庁舎とか、そういうところに展示コーナーを設けるということですが、市が持っている絵画の数は幾つあるのか、書が幾つあるのか。それを展示するとしたら、どのような形で展示するのか。1年間展示するのか。半年ごとに入れかえるのか、3カ月ごとに入れかえるのか、そういうことまでちゃんと考えて、今の答弁があるのかどうかというのが、ちょっと疑問に思うんですよ。課題の解決とはなりませんけれど、ということですね。だから、これをすれば、要望書に答えていけば、課題の解決になっていく。後は、市長部局と十分な検討の上進めていく。何回か市長部局と十分な検討をするということですが、第2次総合計画の基本構想が今度出されておりますけれど、この中にも教育文化が挙げられておるんですよ。

この市のほうにも出されておりますけれど、この提案、要望の内容はその方向性と一致しておると思っておりますけれど、市長部局はどう思っておるのか、お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

11月4日に要望書を受け取った時点では、穂波図書館の2階をとというような提案でございました。その段階では、今、資料館の分でいろいろな収蔵庫として活用いたしますので、その用途を変更するとかいうところの検討をしてみました。その後、今質問者が質問をされているように、3階のほうでの活用もできるんじゃないかというようなご質問もございました。総合的に考えますと、やはりまず、必要性、今後の市として、どうやって文化振興、そういったものを活用していくということになると思いますので、先ほど、教育部長も答弁しましたが、そこについては十分検討してやっていくことが必要だと思っております。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

市長部局と教育委員会の主体性は、どちらがこの問題についてはリードしていくんでしょう。文化行政については、教育委員会がリードしていくのか、市長部局がリードしていくのか、その辺が市長部局と協議しながらということですが、どっちがリーダーシップを持ってやっていくんですか。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

ただいま続けてまいりました答弁の中で、表現させていただいたかと私は思っておりますが、整理を再度させていただきます。あくまでも主体は教育委員会にあるというふうに認識しております。その中で、教育委員会での方向性を決めるに当たっては、文化団体、また、文化振興審議会という附属機関を設けておりますので、その意見を十分聴取した上で、なおかつ、この計画についてもまだまだ具体的に煮詰めていく必要があるかと思っております。そのような検討の結果、教育委員会としてやっていこうといった場合に、当然、財源も必要になってまいりましょうし、また、現在廃止をしようとしている施設の中で、その活用ができるかできないかは、先ほど財務部長が答弁いたしましたとおりでございます。私ども教育委員会以外のところで、どういうふうな利活用計画があるかと、また、その地域の住民の皆様方のご意向がどうであるかというようなことを確認して、計画を進める必要があるかと思っております。

そういうことでは、教育委員会だけの独断で進めるわけにはまいりませんので、何とぞご理解のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員にお願いいたします。間もなく発言時間が終了いたしますので、最後の質問としてまとめていただきますように、お願いいたします。24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

教育委員会が主体性をもって、文化行政は行っていくということですよ、今の答弁は。マスタープランをつくって10年間、やっと課題が見えました。第2次プランを平成29年からつくります。この10年間というのは、私は、合併する前に文化審議会かな、そこにいましたけれど、何ら変わっていないように見えますけどね。歩みが遅いのではないんですか。

例えば、例を言いますと、野見山暁治さんの絵が今度飾られます。野見山暁治さんの絵は飯塚市にはなかったと聞いております。行政として、どういう方かもわからなかったと。文化勲章をもらった方だから、立派な絵だからということで飾るようになりました。そういう、この地域の文化ということを教育委員会が把握していないから、遅くなっているんじゃないんですか。だから、こういう要望書が出てきているんじゃないんですか。

だから、今の答弁を聞きますと、教育委員会は早急に、どういう形で取り組んでいくのか。提案者にお話を聞き、市民の皆さんにお話を聞き、教育委員会としての考え方を取りまとめて、そして、きちっと29年度からつくるマスタープランの中に掲載するようにしていただきたいと思いますが、それはできますか。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

今の最後の部分のご指摘でございますが、これにつきましても、先ほど答弁いたしましたように、私どももそのような方向性は当然、マスタープランの中に織り込んでおりますので、その部分については議員のご指摘のとおり、私どもも同意見でございますが、実現に向けてはもろもろの条件でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（鯉川信二）

暫時休憩いたします。

午後 0時08分 休憩

午後 1時10分 再開

○副議長（松延隆俊）

本会議を再開いたします。13番 佐藤清和議員に発言を許します。13番 佐藤清和議員。

○13番（佐藤清和）

それでは、通告に従い、一般質問をさせていただきます。まず最初に、まちづくり協議会についてお伺いいたします。飯塚市は、市長の掲げられている人権が大切にされ、個性ある市民主役の協働のまちづくりのため、さまざまな施策に取り組まれていると思っております。その施策の一つとして、市内12地区まちづくり協議会が設置され、平成26年度から、それぞれのまちづくり協議会が本格的に協働のまちづくりのため、さまざまな事業や活動をスタートされてから、3年目が終わろうとしております。これまでの間、それぞれのまちづくり協議会の地域課題はさまざまであるので、取り組まれている内容もそれぞれ異なると考えております。一体この3年間の間に、本市のまちづくりはどのように変わってきたのでしょうか。各まちづくり協議会の進捗状況や、その成果はどうであったのか、担当部署として、どのような認識を持たれているのか、まず最初にお尋ねいたします。

○副議長（松延隆俊）

市民環境部長。

○市民環境部長（大草雅弘）

質問者の言われますとおり、まちづくり協議会が設立されまして、ことしで3年目となっております。それにあわせて協働のまちづくりを目指し、この3年間地域向け補助金の統合や新たな支援費として、各まちづくり協議会に100万円の補助金を交付し、人的支援も含めまして、各地区の状況に沿った活動の支援を行ってまいっております。進捗状況につきましては、地区によってさまざまでございますが、子育て支援、環境美化、防犯・防災、地域福祉、買い物弱者対策等、それぞれ地域の課題解決のため独自の活動を進められているところであり、成果といたしましては、本市が目指すところの協働のまちづくりの実現に向けて、少しずつではありますが、前進しているものと考えているところでございます。

○副議長（松延隆俊）

13番 佐藤清和議員。

○13番（佐藤清和）

活動の充実を目指していきたいという答弁ですが、まちづくり協議会の活動に影響を及ぼしている原因の一つに、協議会の組織体制が挙げられるのではないかと考えております。市内のほとんどのまちづくり協議会は、組織体制は部会制を取り入れられております。総務部会や教育部会、防犯組織部会等々、名称は若干異なっておりますが、各地区ともその部会が中心となって、まちづくり計画に基づく事業発展に取り組みられております。しかし、穂波地区のまちづくり協議会では、地区内にある5つの小学校区単位で構成される、校区まちづくり運営協議会という組織があり、さらにその中に、安心・安全部会や環境部会などの部会があり、それぞれの校区で活動を行うといった非常に変則的な組織体制となっております。この点について、なぜ穂波地区は、このような構成になったのでしょうか。当時の経過等を御存じでしたらご説明ください。

○副議長（松延隆俊）

市民環境部長。

○市民環境部長（大草雅弘）

穂波地区まちづくり協議会は、平成25年3月28日に設立総会が開催され、今日に至っております。設立に当たりましては、準備会の段階から地域の強い要望で小学校区単位での活動を基本とした構成にする方向で何度も協議が重ねられ、地元関係者との合意を得た経緯がございます。本市といたしましては、まちづくり協議会の構成につきましては、同じ地区内で一体となった形での検討をお願いしたい旨を、準備会当初からご説明していたところでございますが、決して校区としての取り組みを否定したのではなく、まず、できる活動からの運営をお願いしてきた経緯もございまして、結果的に一つのまちづくり協議会の中に、校区まちづくり運営協議会が存在する構成になってしまったところでございます。

○副議長（松延隆俊）

13番 佐藤清和議員。

○13番（佐藤清和）

なってしまったということですが、市の本意ではなかったような言い方ですね。それまでのまちづくりの、おのおのまちでのまちづくりの経緯を理解していただきたいと思っております。それまでは穂波町は一体としてのまちづくりよりも、自治会、校区を主体にするまちづくりをしてきました。そして、このまちづくり協議会だけ人口が2万5千人、自治会数も50と、一つにまとめるには無理があると感じております。そのことをもっと理解してほしいと思っております。穂波地区では、主に小学校区単位での活動を行うことで、ほかの地区との状況は大きく異なっている実態がある中で、協働のまちづくりが本当に進んできているのか。穂波地区に住まわれている方たちの中に、本当に浸透してきているのか、疑問が残るところであり、まちづくり協議会はできたけれども、新たな取り組みは見られないというより、現在の組織では、そもそもできにく

いシステムになっているのではないのでしょうか。穂波地区の活動の概要はどうなっているのか、お尋ねいたします。

○副議長（松延隆俊）

市民環境部長。

○市民環境部長（大草雅弘）

穂波地区まちづくり協議会の平成27年度の活動といたしましては、「ゴミゼロの日清掃活動」や「人権講演会」、「We Love 穂波川清掃活動」や「空き缶空き瓶回収活動」など実施されておりまして、毎月定例的に通学時間帯での見守り活動も実施されているところがございます。また、それ以外にも小学校区単位で「どんど焼き」や「もちつき大会」、「通学合宿」、「2分の1成人式」等、それぞれ独自の活動をされておられます。

○副議長（松延隆俊）

13番 佐藤清和議員。

○13番（佐藤清和）

この中で、まちづくり協議会が発足した後に新たな事業として取り組まれているところがあるかどうか、御存じでしたらお答えください。

○副議長（松延隆俊）

市民環境部長。

○市民環境部長（大草雅弘）

通学合宿がございます。

○副議長（松延隆俊）

13番 佐藤清和議員。

○13番（佐藤清和）

そのとおりですね。大部分はまちづくり協議会が設立される以前から取り組まれた事業を引き継いでいるだけで、まちづくり協議会ができたことによる独自の地域課題解決の取り組みは見られないようです。組織的にも、全体での取り組みができない状況の中、試行錯誤しながら取り組んでいると聞いております。私は穂波にいるから身をもって感じているのですが、今後の穂波地区のまちづくりを考えたときに、現状のままでは衰退してしまうと思っておりますが、担当部署はどのように考えられているのか、お伺いいたします。

○副議長（松延隆俊）

市民環境部長。

○市民環境部長（大草雅弘）

確かに、事業の多くは小学校区単位で実施となっておりますが、それぞれの地域の方々を取り込んだ事業展開となっております。そのことで協働のまちづくりが衰退するものではないというふうに思っております。当然のことながら、穂波地区の方々も思いを一つにしながらかつ活動されているところがございます。私どもも、その支援を引き続き一所懸命続けていきたいというふうに考えております。

○副議長（松延隆俊）

13番 佐藤清和議員。

○13番（佐藤清和）

支援を続けていきたいと言われることはありがたい話ではありますが、今の穂波の組織体制では、先ほど述べましたが、私は、きっと衰退してしまうと心配しております。校区単位で別々の活動を行っていることが、穂波地区全体での協働のまちづくりが進んでいない要因の一つになっている部分もあるのではないのでしょうか。このまま衰退していかないよう、穂波地区は、人口規模や面積、歴史的背景を考慮し、穂波東、穂波西などといった形で、まちづくり協議会を2つに分けて構成することが望ましいと思っております。実際に、まちづくり協議会設立前には、穂波地区

は東と西で分けようという意見も出ていたことは、私も承知しております。そこで、穂波のまちづくり協議会として組織的な課題等について協議がなされ、問題提起がなされた場合、担当部局として何らかの対応をしていただくことができるのか、お伺いいたします。

○副議長（松延隆俊）

市民環境部長。

○市民環境部長（大草雅弘）

穂波のまちづくり協議会におきまして、協働のまちづくりを進めるに当たり、仮に問題等が生じれば、それをよりよい方向に向かうよう、団体の関係者の皆様方のご意見も伺いながら、しっかり対応していきたいというふうに考えております。

○副議長（松延隆俊）

13番 佐藤清和議員。

○13番（佐藤清和）

部長。今まで答弁された中で、新たな事業もほとんどできていない。人口規模、自治会数等々を考えると、私は問題ができていっていると思っております。組織的にもそういう声が出ていると、私は聞いております。問題が生じればじゃなくて、きちんとまちづくり協議会と向き合って、話を聞いて、取り組まれていかれるのか、再度お伺いします。

○副議長（松延隆俊）

市民環境部長。

○市民環境部長（大草雅弘）

先ほど、答弁いたしました、まちづくり協議会が稼働しまして3年という節目を迎えております。そういった中で、補助金につきましても一律100万円という形でしてはありますが、それも来年度からは、活動に合わせた状況で補助金の交付ということも考えております。そういったことから、質問議員言われます、今の穂波の状況というのも把握しておりますが、現状のまちづくり協議会の中で、どういったふうに進められるかといったところを考えながら進めていきたいというふうに思います。

○副議長（松延隆俊）

皆さんにお知らせいたします。発言残時間表示につきましては、機械が故障しておりますので電光掲示ができなくなっております。紙面にて発言残時間をお知らせする取り扱いとさせていただきますので、どうかご了承お願いいたします。13番 佐藤清和議員。

○13番（佐藤清和）

予算のこととか、また次に言うんですね、組織の中でそういう要望等が出れば、きちんと話し合っただけなのかどうか、お伺いしてるんです。お願いします。

○副議長（松延隆俊）

市民環境部長。

○市民環境部長（大草雅弘）

当然、それぞれのまち協の中でいろんな問題点、それからどういったことをやっていくかというところで、なかなか地元だけでは進めにくいといった点もあった場合には、当然、行政側としてしっかりサポートしながら進めていきたいというふうに思います。

○副議長（松延隆俊）

13番 佐藤清和議員。

○13番（佐藤清和）

一緒に協議、サポートしていただくという答弁でありますので、ぜひ真摯に受けとめて対応していただきたいと思っております。実際に、私も穂波のまちづくり協議会にかかわりを持たせてもらっている関係上、やはり穂波では、小学校区単位の小さなまちづくり協議会が存在していると考えております。幸いにも穂波東地区の楽市小と平恒小は、来年3月末で1つになり、穂波東

小学校として生まれ変わり、私の聞き及んでいる限りでは、段階的ではありますが、校区まちづくり運営協議会も1つでいきたいと言っておられます。そのような時期であればこそ、いいタイミングではないかと考えております。ただ、ここで気になるのは、仮に2つに分かれた場合、現在各地区のまちづくり協議会に対し、新たな支援費という名目で、一律に100万円の補助金を支出されておりますが、この補助金の取り扱いはどのようになるのか、あわせて活動拠点についてもどのような考えがあるのか、お伺いいたします。

○副議長（松延隆俊）

市民環境部長。

○市民環境部長（大草雅弘）

先ほど、ちょっとご答弁いたしました。新たな支援費としての100万円の補助金は、各まちづくり協議会ができたばかりで、財政的な基盤がない中でのスタートということもありまして、その活動を支援する意味の補助金でございました。各まちづくり協議会が自主、自立し、自主財源の確保もできるようになれば、この補助金のあり方についても、当然再考するといったことになろうかというふうに思っております。しかしながら、そこに到達するまでには、まだ少し時間はかかるものということも十分認識しておりますので、まず12地区のまちづくり協議会の支援をしっかりと行っていきたいということでございます。質問議員言われますように、仮に2つに分かれた場合の補助金や活動拠点につきましては、現時点では想定しておりませんので、答弁については差し控えさせていただきたいと思っております。ご理解のほど、よろしくお伺いいたします。

○副議長（松延隆俊）

13番 佐藤清和議員。

○13番（佐藤清和）

想定しておりませんので、ご理解をお願いしますということですが、理解できません。納得できません。ここは一般質問の場であり、本市の未来に向けて政策議論をする場であり、当然仮定とか想定の話はしますよ。先ほど答弁されたように、まち協の方々と協議すると言われました。当初の設置の経緯、旧4町のまちづくりが進んでない。旧穂波だけ取り残されたような形。穂波地区まちづくり協議会の人口等を考えれば、東西でまちづくりをすることも十分に考えられます。再度お伺いいたしますが、そのように2つにもし分かれた場合とかには、東西分かれた場合、時期が来れば、きちんと検討していただけるのかどうか、お伺いいたします。

○副議長（松延隆俊）

市民環境部長。

○市民環境部長（大草雅弘）

答弁、先ほどからいたしておりますが、まず、今12地区のまちづくり協議会の推進、充実というのを進めております。そういった中で、まずこの部分を、しっかりクリアしていくということが大事かというふうに思っております。そういった中で、どうしてもということになれば、そのときに、その問題点等をしっかり考えながら、地元の方と話しながら物事は進めていきたいというふうに思います。

○副議長（松延隆俊）

13番 佐藤清和議員。

○13番（佐藤清和）

当然、人口規模からいっても、東西、西と東にまちづくり協議会ができれば、そういうことを検討しなければならぬと思っておりますので、ぜひお伺いいたします。

いろいろ答弁をいただきましたが、私としては早く2つに分けたほうが、穂波地区のまちづくりのためにはよい。もともと1つで設立したことに無理があったということ強く指摘しておきます。確かに協働のまちづくりの施策は、先進地である宗像などでも数十年単位で取り組まれており、わずかに二、三年程度で成果が出るものではないと思っております。しかしながら、繰り返しにな

りますが、穂波地区には、東と西で歴史的な背景が異なっている上、さらには先ほど答弁にも出てきましたが、ほとんどの事業が小学校区単位で実施されております。ですから、穂波地区のまちづくり協議会が設立する前の準備段階から小学校区単位での活動が基本という考え方が、当然のように存在してきたのではないのでしょうか。今回この質問を取り上げた理由は、穂波地区については、私が申し上げたような考え方をお持ちの方が多数を占めている状況にあることを認識していただくとともに、私のところにも、穂波地区以外のまちづくり協議会の方からも、同様の課題があるので、どうにかならないかといったような声が届けられております。担当部局には、そのような声があることも十分認識していただくとともに、今後、校区の代表者の方々と、ぜひ協議を行っていただき、穂波の今後のあり方について協議をしていただくとともに、ほかのまちづくり協議会の現状についても、各地区の代表者の方たちとも十分意見交換を行って、今後のあり方について研究していただき、よりよい形でのまちづくり協議会ができ上がるよう意見を述べ、この質問を終わります。

○副議長（松延隆俊）

13番 佐藤清和議員。

○13番（佐藤清和）

次に、国際交流広場整備にかかわる経過について質問をいたします。この間、飯塚市議会において国際交流広場無窮花堂にかかわる質問が何度か行われておりますが、私は無窮花堂の追悼式に、何度か出席をさせていただきましたが、これらの質疑に対して、どうしても違和感を感じざる得ません。そういったことから、無窮花堂の建立の事実経過、NPO法人国際交流広場無窮花堂友好親善の会の活動を明らかにして、国際交流広場に対する認識を皆さんと共有したいと考えております。

まず無窮花堂の建立については、行政のみならず、議会としても承認されていたと考えております。飯塚霊園内国際交流広場整備に係る議会における経過について説明を求めます。

○副議長（松延隆俊）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

議会における経過につきましては、平成8年5月28日に、在日筑豊コリア強制連行犠牲者納骨式追悼碑建立実行委員会から納骨式追悼碑の建立に係る要望書が、市長と市議会議長宛てに提出され、6月25日開催の代表者会議において要望書の写しが配付され、説明されています。平成10年7月6日の本会議において、追悼碑建立について一般質問がなされ、要望書に対する回答後に、実行委員会から協議の継続の要請があり、引き続き協議を続けている旨を答弁しております。平成12年第1回定例会に、飯塚霊園国際交流広場整備工事費を計上した12年度予算案を議会に提出し、同年2月28日と29日開催の平成12年度一般会計予算特別委員会で審査をされています。また、同年6月19日の平成12年第3回定例会の行政報告において、「強制連行炭鉱犠牲者の追悼碑建立に伴う飯塚霊園国際交流広場の整備につきましては、5月19日に着工いたしております。」と報告をいたしております。

○副議長（松延隆俊）

13番 佐藤清和議員。

○13番（佐藤清和）

今の説明を聞く範囲では、私が指摘しましたように、この事業については市長の行政報告、国際交流広場の整備に係る予算等が審議され、建立への理解と協力についての一般質問も行われております。市議会として国際交流広場の整備の予算も承認されており、また、2000年12月に行われた、無窮花堂の落慶式には、市長や市職員、市議会から当時の議長を初め市議会議員も参列されていることから、無窮花堂を初めとする各施設の建立、設置については、了解されたものと理解いたしておりますが、いかがですか。

○副議長（松延隆俊）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

繰り返しのご答弁になりますが、議会における経過といたしましては、平成12年第1回定例会に飯塚霊園国際交流広場整備工事費を計上した12年度予算を議会に提出し、同年2月28、29日開催の平成12年度一般会計予算特別委員会で審査され、議決をいただいているということでございます。

○副議長（松延隆俊）

13番 佐藤清和議員。

○13番（佐藤清和）

つまり反対もなく、議会が議決しているんですね。次に、1998年7月17日に、飯塚霊園内の市有地の貸し付けについて通知が出され、2000年6月14日、実行委員と飯塚市が覚書を取り交わし、その後、共同記者会見が行われたと聞いておりますが、このことに間違いはありませんか。

○副議長（松延隆俊）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

そのとおりでございます。

○副議長（松延隆俊）

13番 佐藤清和議員。

○13番（佐藤清和）

その時、双方で取り交わされた覚書にはどのようなことが確認されているのか、覚書を読み上げてください。

○副議長（松延隆俊）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

覚書の前文を読ませていただきます。「飯塚市の歴史を顧みたときに、強制連行により朝鮮人を初めとした外国人が炭鉱労働者として過酷な労務を強いられ、そして亡くなっていかれたことは事実であり、こうした歴史的事実を後世に残すことが文化学園都市構築の礎となり、また、国際交流・国際親善の一助になってほしいとの願いを込めて、国際交流広場を整備するものであり、そうした中、実行委員会の主旨及び要望を検討したときに、市の政策と一致するものであることから国際交流広場の一部を貸し付けるものである。」以上でございます。

○副議長（松延隆俊）

13番 佐藤清和議員。

○13番（佐藤清和）

まさに飯塚市の政策と一致したものであることを、内外に明らかにされたわけです。現在、国際交流広場には無窮花堂、追悼碑等の施設が配置されておりますが、これらの設置については市と会が協議、合意によって設置、配置されたものと考えますが、改めてお尋ねいたします。いかがでしょうか。また、毎年追悼式には、行政も参加されていることは、その証左ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○副議長（松延隆俊）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

質問議員申されましたとおり、追悼碑、レリーフ（歴史回廊）等につきましては、覚書に基づき協議を行って設置されたものでございます。

○副議長（松延隆俊）

13番 佐藤清和議員。

○13番（佐藤清和）

ここで無窮花堂追悼碑等の施設は、市と会が協議、合意によって設置されたことを確認しておきます。

それでは次に、毎年実施されている追悼式には、どのような方々が出席されているのか、お伺いいたします。

○副議長（松延隆俊）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

ことしにつきましては、駐福岡大韓民国総領事館、民団地方本部、朝鮮総連県本部、市議、町議その他の方が出席されております。

○副議長（松延隆俊）

13番 佐藤清和議員。

○13番（佐藤清和）

追悼式には、韓国の国家機関である駐福岡大韓民国総領事館からのメッセージが述べられておりましたので、かいつまんで紹介いたします。「本日は、第21回目の追悼式でございます。長い間、さまざまな混乱を克服しながら誠実に崇高な事業を続けてくださいました無窮花の会、飯塚民団支部、飯塚市役所に敬意を表します。無窮花堂と追悼碑は、2000年12月、在日民団と同胞の方々、有志の日本の方々と飯塚市が協力して、筑豊炭鉱地域で名前も確認できずに亡くなられた強制徴用炭鉱労働者の英霊を慰めるために建立したものであります。このような施設の存在価値はただ犠牲者を追悼する人道主義精神だけではなく、現在の人々が平和の価値を新たに勉強し、これを後世に伝えるとの教育の場でもあります。加えて、韓国と飯塚間の交流、韓国と日本の友好親善を高める民間外交の役割も果たしていると考えております。そのゆえに、無窮花堂と追悼碑は今後も保存かつ管理されるべきでありますし、そのようになるよう皆が力を合わせなければいけないと思います。本日の追悼式をきっかけに、我々が施設の大切さをもう一度胸に刻み、韓日関係の重要性を新たに認識する機会になれば幸いです。」という内容でした。このメッセージからもわかるように、現在の国際交流広場が国際交流、国際親善の一助になっていると思われませんが、市はどのように感じておられるのか、お伺いいたします。

○副議長（松延隆俊）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

国際交流広場につきましては、平成12年当時、国際交流、国際親善の一助になってほしいとの思いから、整備されたものだというふうに認識をしております。

○副議長（松延隆俊）

13番 佐藤清和議員。

○13番（佐藤清和）

次に、国際交流広場には、毎年、国内外から多数の方々が参拝されていると聞いております。無窮花の会の通信によりますと、来堂者のほとんどは、感謝の言葉と、日本と韓国が将来仲良くするために悲しい歴史を知る必要がありますと述べられ、また、高校生、大学生のグループは、韓国人の立場を考えてくれてうれしい、また、お互いの考えを理解し、未来につなげたいと語り、引率の先生は、日本に対する先入観を持っていた子どもたちの意識が変わってきた、来てよかったと語ったとのこと。中学生、高校生のグループは、すごくありがたい気持ちでいっぱい、日本の方が歴史を忘れずに守ってくださったことに感謝、日本人のイメージはあまりよくないこともあったが、ここに来たら、見えないところで頑張ってくれている人に感謝です。歴史の生々

しいものを見て少し怖かったが胸がいっぱいになった。来てよかった。日本人の人たちがこんなふうにしてきていてありがたいと語ったとありますが、このことに間違いはありませんか。

○副議長（松延隆俊）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

質問議員が言われますとおり、無窮花の会が発行している通信では、そのように書かれています。

○副議長（松延隆俊）

13番 佐藤清和議員。

○13番（佐藤清和）

これがまさしく国際交流、未来志向の取り組みだと思うとともに、この事実経過とNPO法人国際交流広場無窮花堂友好親善の会の活動について、この認識を共有したいと思います。

最後に記憶に新しいと思いますが、昨年7月、明治日本産業革命遺産の世界文化遺産の登録申請に関して、韓国は負の遺産もあると指摘し、一時は登録に反対いたしました。日本代表団は、「日本は、1940年代において、その意思に反して連れてこられ、厳しい環境のもとで働かされた多くの朝鮮半島出身者等がいたこと、また、第2次世界大戦中に日本政府としても、徴用政策を実施していたことについて理解できるような措置を講ずる所存である。日本はインフォメーションセンター設置など、犠牲者を記憶にとどめるために適切な措置を説明戦略に盛り込む所存である。」という発言をいたしました。強制性があつた連行は、わずか9カ月間の徴用期間だけだと主張する一部の方がおられますが、この国の見解は、徴用期間以前から意に反して連れてこられた強制連行があつていたことを政府そのものが認めていると私は考えております。私が聞いたところによりますと、ある方は19歳の時に手をロープで縛られ連れてこられた。重労働のあげく、1日に食料はおにぎり1個。また、違う方は一度連れてこられたが、父の大病のうわさを聞いて脱走し、死に目に会うことはできなかったが、帰ることができた。しかし、もう一度炭鉱に行かないと、家族の食料の給付を減らすと言われ、仕方なくこの炭鉱に戻ってきたという話も聞いたことがあります。また、二世の方々は自分たちには帰るところがない。帰っても、言葉もわからないし、家どころか、土地も仕事もない。日本で生きていくしか道がない。本当につらいし、悲しいという思いも聞いたことがあります。

この犠牲者を記憶にとどめるための措置を、国際交流広場は16年前から実践していると私は思います。すばらしいことだと思いますし、そのことに理解を示し、具体的に一緒に取り組んできた飯塚市も大いに評価に値するものと言えます。国際交流広場は日本の良心を示すものだと言えますし、飯塚市民の誇りであると私は思っております。国際交流広場を追悼施設として整備した当時の市長、市議会を初め、多くの関係者の方たちの決断、そして維持発展に尽力されてきた現在の市長初めとする、市の関係者の方々に感謝の気持ちを表明するとともに、この国際交流広場が国際交流、国際親善の一助として、ますます発展していくことを祈りまして、この質問を終わります。

○副議長（松延隆俊）

暫時休憩いたします。

午後 1時42分 休憩

午後 1時50分 再開

○副議長（松延隆俊）

本会議を再開いたします。4番 勝田 靖議員に発言を許します。4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

質疑通告に従い、一般質問を行います。まず、最初に「学童期むし歯予防推進事業」についてですが、平成25年3月29日に福岡県では、福岡県歯科口腔保健の推進に関する条例が制定され、条例の第6条第2項に、県が歯科口腔保健を推進するために実施する基本施策として、科学的根拠に基づき、虫歯予防その他の健全な口腔状態の向上を図るために必要な事項として定められたと聞いております。

その後、その効果的な方法に必要な知識を図ることを目的として、新規重点施策事業、つまり福岡県健康増進計画施策の一つに、子どもの生活習慣形成のための支援を掲げ、「学童期むし歯予防推進事業」が実施されていると伺っています。そこで、「学童期むし歯予防推進事業」の事業内容をお尋ねします。

○副議長（松延隆俊）

子ども・健康部長。

○子ども・健康部長（森田 雪）

お尋ねの「学童期むし歯予防推進事業」につきましては、福岡県が実施をいたしております。平成26年度から28年度までの事業でございますが、事業の実施に当たりまして、市町村への協力依頼等はあっておりません。市町村に対しましては、平成26年度に説明会開催についての案内文書が出されており、その後、毎年度、説明会についての周知についての依頼が教育委員会へされているのみでございます。

県より、事業の内容について説明がされておられませんので、詳細は把握はいたしておりませんが、概要といたしましては、学校関係者や保護者に対し、歯磨き指導と合わせて、科学的根拠に基づく虫歯予防に関する正しい知識を普及、啓発し、予防に対する意識を高めることで、児童に対する適切な歯科保健指導を促進することを目的とする事業であると認識をいたしております。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

次に、この事業の中での大きな、特徴的なこととは一体どういったことになるのでしょうか。

○副議長（松延隆俊）

子ども・健康部長。

○子ども・健康部長（森田 雪）

詳細は把握できておりませんが、普及、啓発事業であるとされておりますが、特徴的な内容といたしましては、フッ化物洗口と、学校での実施が挙げられるものと考えております。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

今、部長が述べられたように、特徴的な内容として、フッ化物洗口と学校で実施との答弁があったんですが、これは言いかえると、学校でフッ化物洗口をするということになるのではないかと、私はそういうふうに理解しています。ここに至るまでの経過として、これは2000年3月31日に9領域70項目の目標値を設定した健康日本21、つまり、21世紀における国民健康づくり運動の推進が始まり、2003年5月1日施行の、健康は国民の責務となった健康増進法につながり、最終的に2014年4月10日に福岡県歯科口腔保健推進計画が制定され、その中にフッ化物応用の推進が明記されたことで、今日に至ったのではないかと考えているわけです。

確かに、フッ素は虫歯予防に効果があるといった話は噂では聞いておりますし、逆に、健康を害するといった話も聞きます。今回の事業が飯塚市内7千人を超える子どもたちに、安全に決して害はないという根拠のもとで、推進の一躍を担っているとお考えですか。

○副議長（松延隆俊）

子ども・健康部長。

○子ども・健康部長（森田 雪）

先ほどもご答弁いたしましたように、県より正式な依頼や事業についての説明、あるいは情報がございません。そのため、判断できるものがございません。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

ちょっと視点を変えますが、この事業を推進していくために、平成26年度には、北九州、福岡、北筑後教育事務所管内において、また、平成27年度には京築、筑豊、南筑後教育事務所管内において、実際、平成26年度から3年計画で説明会等が実施されたと思います。具体的に、説明会がどんな手だてで実施されたのか、お尋ねいたします。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

今ご案内のことでございますけれども、福岡県医療介護部より、平成26年度、27年度には、飯塚市教育委員会に対しまして、「学童期むし歯予防推進事業」についての説明会の案内がございまして、本市教育委員会より関係職員が参加をいたしております。

また、平成27年度、28年度におきましては、同説明会の案内が各小学校に対してございまして、その案内を各小学校へ通知をしておるところでございます。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

そこで、各小学校に案内した説明会の内容で、実施要項というのも配付されたと思うんですが、中身は御承知だと思いますが、その中に、講師となり、講演された筒井教授の事業説明の目的というのが、文章で記述されていたと思います。その末尾に、保護者を対象とした研修会を各学校で実施するという文言が書かれてあったんです。これも非常に気になったんですが、関係各課は何も気にならなかったのかと不思議でなりません。

現在は、学校だけでなく、子どもを預かる保育所、幼稚園、学校等で集団接種等を含め、薬等を使用した治療も行うことは厳禁とされているはずですが、だから、過去、学校で集団接種を行っていた日本脳炎の接種等についても、ご案内については、齊藤市長名で各保護者宛てに配付されているはずですが、この事業の案内についての説明会等のチラシはどのように取り扱ったのでしょうか。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

配付されたチラシということでございますが、教育委員会では、各学校や家庭には配付はいたしておりません。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

保護者説明会等のチラシは配付していないということで、私は正解だったと思っています。おそらく、配付後に多数の保護者や、地域の方、そういったものも含めて苦情や意見が市教委に殺到したと思います。実際には、説明会の折に資料の一つとして配付された、「保護者の皆様へ」という虫歯予防のためのフッ化物洗口を試みませんか、というチラシがあったわけですが、このフッ化物洗口のメリットの部分は、数多く中には記載されていたんです。しかし、デメリット

の部分は制限されて、あまり僕は記載されていないんじゃないかなと、そういうふうに感じました。しかし、何はともあれ、学校現場で、個人であれ、集団であれ、一番に安全性を保つのが大事じゃないかなと思っています。

実際に、平成27年度筑豊教育事務所における説明会は、希望参加研修という形で、校長及び養護教諭を招集して開催されたようですが、その参加状況及び参加者の反応はどうだったでしょうか。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

ご質問の点につきまして、参加状況数等は教育委員会として把握しておりません。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

つまり、この事業に関しての危険性を感じられていないという判断でよろしいんでしょうね。今回の説明会には、学校教育課は出席したということなのですが、健幸・スポーツ課はどうだったんでしょうか。確かに、表題の頭に学童期と記述がされていますから、学校教育課が対応すべきと判断されたんでしょうが、事業そのものは、元々、県の健康増進計画推進施策の一つではないですか。もっと、健幸・スポーツ課においても、やはり情報収集にしても、事業そのものにしても、十分な認識のもとで対応していただくことが本来の姿じゃないかなと、私自身はそう思っています。

そこで、今回の説明会で県が作成し、使用したフッ化物洗口実施マニュアルの中に、こういったものも書かれてありました。学校でフッ化物洗口を検討する際の資料として使用しなさいとか、安全かつ効果的に行うための手引書として活用せよとか。これは、解釈の取りようによっては、学校で安全に留意し、フッ化物洗口をやってくださいと捉えかねないんですね。そこで、このフッ化洗口物を使っとうがいをさせるとなれば当然、これ学級担任が行うことになると思うわけです。そこで、安全性についてどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○副議長（松延隆俊）

子ども・健康部長。

○子ども・健康部長（森田 雪）

あくまでもインターネットでの情報でしかございませんが、その範囲内でお答えをさせていただきます。日本歯科医学会医療問題検討委員会フッ化物検討部会のホームページによりますと、次のような記載がございます。「WHO（世界保健機構）は1994年に、6歳未満の就学前のフッ化物洗口法は推奨されないとの見解を示した。この見解の背景には、就学前児童は、洗口液の全量を飲み込んでしまうことを考慮しなければならないこと、毎回全量を飲み込むと仮定すると、歯のフッ素症を誘発する可能性があり、特に他のフッ化物の複合応用があった場合には、許容できない」とされております。

しかしながら、これは洗口液全量を、毎回飲み込むと仮定したときの歯のフッ素症の誘発可能性について論じたもので、その仮定そのものが非現実的であるばかりでなく、少なくとも我が国の実情からかけ離れた協議と見るべきとの見解がございました。フッ化物応用を5から7歳からの9年間、実施した後の歯のフッ素症の調査では、公衆衛生的に問題がないとされた結果もあるようでございます。長崎県におきましては、長崎県フッ化物洗口剤普及指針を作成しております。

一方では、2012年11月28日、日本消費者連盟と主婦連合会は、学校や幼稚園、保育園などでフッ素洗口を中止させるために、全国の保健所長、市町村長と教育長、都道府県地区歯科医師会、都道府県知事、衛生主管部長、都道府県歯科医師会の会長と学校、公衆衛生担当者宛てに、日本弁護士連合会の意見書に基づき、集団フッ素洗口、塗布等の中止を求める要請文を送付

をいたしております。安全性、有効性等につきまして、今後も専門的立場からの検討がなされるものと考えております。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

そこで次に、現在、日本の子どもたちの虫歯状況は、確実に減少してきているという実態があるんですね。例えば、12歳児の1人平均虫歯本数が、2010年では1.5本、それに比べますと、現在は1.1本と確実に減少してきているといったデータもあるわけです。それにもかかわらず、あえて集団でフッ化物を使用してまで、虫歯予防が緊急の課題と言えるのかどうか。必要性についてお尋ねをいたします。

○副議長（松延隆俊）

子ども・健康部長。

○子ども・健康部長（森田 雪）

虫歯につきましては、基本的には原因菌、砂糖の摂取及び虫歯に対する歯質の抵抗力が問題となり、その予防法といたしましては、歯磨き、甘味制限、フッ化物の応用という考えが一般的でございます。

WHO、日本歯科医師会及び日本公衆衛生学会におきましては、公衆衛生学的手法としては、フッ化物の応用が、最も効果的な方法であるとされており、厚生省としても、歯磨き、甘味の制限と合わせて、フッ化物の応用を行うことが最適の虫歯予防と考えているとの見解であるとっております。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

先ほどの部長答弁が、安全性、有効性等についても専門的立場から今後検討がなされるものと考えておりますということでしたので、あえてここでフッ化物洗口を行うことの有用性について、おそらく詳しい情報がないと思うんですが、把握されている情報があれば教えていただけますか。

○副議長（松延隆俊）

子ども・健康部長。

○子ども・健康部長（森田 雪）

フッ化物はどうして虫歯を予防してくれるのかということについて、説明をさせていただきます。フッ化物が虫歯予防に有効な理由は大きく2つ挙げられております。一つは、歯そのものに対する作用であり、もう一つは、歯の周囲に存在することによる作用とされております。エナメル質結晶の安定化作用、再石灰化促進作用、ブラク細菌に対する抗菌作用があるとされておりますことから、有効であるとされているものでございます。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

そこで、今後の取り扱い等についてお尋ねしたいと思いますが、現在、飯塚市における「学童期むし歯予防推進事業」の進捗状況がどうなっているのか、お尋ねします。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

教育委員会の状況ということでお答えをさせていただきたいと思いますが、さきの答弁と重なるかと思いますが、この説明会につきまして、平成26、27年度に職員が参加をしているという状況でございます。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

それでは、今後、飯塚市としてこの「学童期むし歯予防推進事業」の取り組みを、どのような手だてもしくは計画で進めていくおつもりなのか、お尋ねします。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

これにつきましても、積極的なものではございませんけれども、先ほどご指摘いただきました、説明会の各学校への案内につきまして、これはその内容を吟味、検討しながら、実情に応じて対応してまいりたいというふうに考えております。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

先ほどから、健幸・スポーツ課はこの事業実施に当たっての協力依頼はあっていないとか、学校教育課においては、説明会の案内を配付しただけといった答弁はあったんですけど、事業そのものの詳細にわたって把握していませんという、何か他人事のように聞こえます。しかし、実際、この事業の特徴についても、先ほど答弁であったように、フッ化物洗口、学校での実施と答弁されたように、要は各学校で、個人であれ、集団であれ、フッ化物洗口をする準備をしてくださいという説明会があっているわけですね。その担当課を抜いて、一応、歯科医師会ですか、歯科医師会のほうから、直接、各学校に説明会に参加してくれとか、そういったものが出ているということに、ものすごく私は危険を感じますし、これで本当にいいのかなど。そういうふうな気がしてなりません。学校は子どもを教え、育てていく教育現場であって、医療現場ではないと思いますし、我が国でも、皆さん御存じのように、過去に薬品公害的な事案も多数発生し、今でも多くの人が苦しんでいる現状があるんですよ。フッ化物の過剰摂取による健康被害も考えられます。目に見えない放射能と同じで、気づかないうちに蓄積し、後々症状が出てくる可能性もあります。学校で実施した場合の責任所在というのも、これもかかわってくると思います。

そこで、今後、どうこの事業が展開していくのかわかりませんが、やはり、関係各課で十分な情報収集をした上で、論議、検討を行い、今後の対応をしていただくことをお願いして、この質問を終わりたいと思います。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

次に、筑豊ハイツについて、お尋ねをいたします。筑豊ハイツの建てかえ等については、経済建設委員会の中で十分に検討もされておりますし、今後の飯塚市発展のための提案もなされていると思っています。さらに、昨年11月4日の経済建設委員会の提出資料の中にも、今後の課題、経営状況、筑豊ハイツ及び筑豊緑地の利用状況等の説明がなされ、最終的に当該施設の抜本的な見直しを行う必要があると報告されておりました。

そこで、お尋ねなのですが、福岡県内にテニスコート、プール、トレーニングジム、人工芝グラウンド、野球場といったスポーツ施設及び筑豊緑地一体の遊園地を抱えたレクリエーション施設を備えた筑豊ハイツのような公営宿泊施設が県内にどれくらい存在しているのでしょうか。

○副議長（松延隆俊）

経済部長。

○経済部長（田中 淳）

北九州市に野球場、体育館、弓道場、公園が隣接する北九州ハイツという宿泊施設がございま

すが、民間が運営をいたしております。また、施設も筑豊緑地ほどの規模ではございません。

福岡県内で、筑豊緑地のように本格的なスポーツ施設や広大な広場が複数隣接するところだけでも少数でございまして、さらに、公共宿泊施設が隣接となりますと筑豊ハイツだけであり、公共宿泊施設が減少傾向である現在では、全国でも少ないものと考えております。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

私は、自分自身が庄内地区住民でもありますし、飯塚市民の一人として、たびたび、緑地公園を訪れて、楽しませていただいています。実際、現職時代には複数の小学校等で遠足等にも利用させていただきましたし、今でも、月2度くらい孫を連れて公園で楽しませていただいているといった現状があります。

そこで、昨年の経済建設委員会の中で、筑豊ハイツ利用者が宿泊者を含め、研修や会議等で利用された方が年間約1万6500人、緑地一帯のスポーツ施設を利用された方が年間約21万人、そして驚くことに、無届けの利用者を含めると、年間約100万人もの来場者があると報告がされていたわけです。私は、この100万人の来場者は非常に魅力を感じますし、また、この来場者を生かす必要があるんじゃないかと、そういうふうを考えるわけです。市として、この100万人の来場者をどのように受けとめておられるのか、お尋ねします。

○副議長（松延隆俊）

経済部長。

○経済部長（田中 淳）

筑豊緑地の利用は、広場やウォーキング等に自由に利用される方が多くいらっしゃいます。そのため、正確な人数把握はできておりませんけれども、年間で100万人以上の来場があると推測をされております。広場は国道に直接出ることができず、安全性が高い上に、整備された緑に囲まれており、広場の利用者は筑豊ハイツの宿泊利用等で筑豊圏外よりお越しの方もいらっしゃいますが、筑豊圏域の高齢者や、幼児、その家族が日帰りも多く利用していらっしゃるようございまして、来場者数は、筑豊緑地が筑豊圏域の住民の手軽な憩いの場になっていることを表しているというふうに捉えております。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

実は、先日私は、同僚の民進党議員の方々と、宮崎県の綾町とその周辺の体育館だとか、図書館、そういった行政視察に行っていました。校舎や図書館、体育館、宿泊施設といった施設を見学してきたわけですが、実に感服いたしました。というのは、わずか9千人足らずの小さな町なんですけど、プロサッカーの1部リーグの浦和レッズを含め、毎年3チームがこの綾町で合宿を行い、その期間中には町がJリーガー一色になり、あちこちでイベントが開催されているということでした。また、近くの生目の野球場では、宿泊施設等が近所にあります、そういった球技場があって、ちょうど私たちが訪問した日からソフトバンクが合宿初日ということで、多数の観客が訪れていたんですね。これはすごい経済効果が発生しているだろうというふうに推測をいたしました。

筑豊ハイツを含め、この筑豊緑地一帯の環境は、私は県内トップクラスのスポーツ及びレクリエーション施設と言っても過言ではないと自負しています。そして、これらの施設の好環境や利便性を生かすことを考え、もちろん、委員会等で今後の方向性はもちろんのこと、具体的な計画案も提示される、そして、実施の時期ではないかと考えていますので、そこで、今後の経済建設委員会等の中でぜひ検討していただきたいということとして、3つ提案をしたいと思っておりますので、よろしかったらご検討のほどお願いしたいと思います。

1点目が、筑豊ハイツがいかに立地条件としてよりよい環境に恵まれているかを、実際に委員さんたちの目で確認していただきたい。ちょっと登るとき高いので、大変なんですけど、私たちも、同僚議員と見てきました。筑豊緑地のサブグラウンドというのがありますので、その頂上まで登ると、時間にして10分から15分かからないと思います。そこから一望していただくと、いかにすばらしいところに筑豊ハイツ及び筑豊緑地が立地しているかが理解いただけると思うんです。今後のそういった話し合いに絶対役に立つと思いますので、ぜひ、一度登っていただけないかなと思うのが1点です。

2点目が、これだけのスポーツ関連施設が集中しています緑地公園内に、宿泊施設の、筑豊ハイツの建設検討の際に、今後、合わせて筑豊ハイツのみの建物を検討するのではなくて、今、市の体育館とか、公設市場もありますね。公設市場もぜひ一緒に建ててもらいたいんですが、極力、市の体育館と宿泊施設を抱き合わせで考える。さらに、公設市場も一緒にここに検討していく材料として、そういったものを視野に入れて検討していただければ、違った方向で、コスト面とか考えても、かなり違ってくるんじゃないかと思っておりますので、その検討を2つ目をお願いしたいと思っております。

3点目が、現在、緑地公園内外含めて、物品販売等をしている売店らしきものが、県の公園の施設ですから、いろいろな法的なものもあるのかもしれませんが、実際今ありませんよね。しかし、年間100万人以上の来場者を含めて、土日の数はすごいんですよ、公園は。そのときに、物品販売ができる店の出店といいますか、そういったものをぜひ検討の中に加えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○副議長（松延隆俊）

経済部長。

○経済部長（田中 淳）

まず、1点目の、多目的グラウンド上にございます小高い山からの眺望ということでございまして、私もそちらにまいりまして、筑豊ハイツの緑地一帯を眺めてまいりました。非常に広大な敷地に、スポーツ施設が集約されておりまして、また、一帯に緑があふれておりまして、全景で見るとすばらしい施設であるなど改めて感じたところでございまして。

それから、体育館や市場の併設の検討ということでございまして、体育館の建てかえにつきましては、現在、附属機関の飯塚市体育館施設整備検討委員会が設置されておりまして、別に、単独での建てかえが検討されておりまして、また、市場も経済部内ではございましてけれども、別の組織で検討をしているという状況でございまして。ただ、今ご意見をいただきました点につきましては、一つの要望というふうに捉えさせていただきますので、承知しておきたいというふうにございところでございまして。

それから3点目の、売店の販売ということでございまして、筑豊緑地への多くの来場者に対しまして、飲食の販売、設備、特に、食事は筑豊ハイツでしかできないことはもちろん認識をいたしております。筑豊緑地は福岡県の施設でございまして、現在、ここで明確なご回答は申し上げられないというところではございまして、関係機関と協議、検討をしてみたいというふうにございところでございまして。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

ぜひ、このスポーツ施設及びレクリエーション施設に対しては、県も300億円もの投資もしているやに聞いております。立地的にも、筑豊地区の中心、北は直方、北九州、田川、福岡といった、まさに真ん中だと思うんですね。立地条件は最高だと思っています。これだけの素晴らしい環境の施設がこの飯塚市には存在し、健康志向が、また、ものすごく高まっていますよね。そういったものを考えますと、まさに正面から取り組める立地条件が、あの一帯には含まれている

と私は思います。筑豊ハイツ、体育館、公設市場をここに建てかえていくというのも案としてはあると思いますが、ここを大きく発想を変えて、3施設を一体として考えて進めていくというのも、僕はありではないかなと考えていますので、ぜひ積極的、前向きに検討していただくことをお願いして、この質問を終わります。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

最後の質問になりますが、災害ボランティアの推進について、お尋ねをしたいと思います。近年、数年置きに日本各地で発生する地震、大型台風、大水害等に対して、被災地や避難所等で活動している災害ボランティアは、被災を受けた地域の方々にとっては大きな支援となり、貴重な心の支えになっていると伺っております。そこで、飯塚市としては、災害発生時の災害ボランティアの位置づけと計画はどうなっていますか。

○副議長（松延隆俊）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

飯塚市におきましては、災害対策本部におきまして、災害ボランティア本部としては社会福祉協議会にこのボランティア業務を担っていただいております。事務分掌としては、災害ボランティア本部の開設、運営に関する事、災害ボランティア活動に関する事というふうに地域防災計画上で位置づけをいたしております。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

では、今までに飯塚市において、災害発生時に災害ボランティアとして活動されたという実績等はございますか。

○副議長（松延隆俊）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

活動の実績ということでございますが、明確に、そういう実績が起こった時期というのは不明でございますが、組織的な活動といたしましては、平成20年の4月に発生いたしました本町商店街の大火災を機に、災害ボランティアのニーズ等が高まりまして、同年に社会福祉協議会と災害時におけるボランティア活動に関する協定書を締結いたしまして、ボランティアによる災害応急、復旧活動がなされております。それ以前には、平成15年7月の水害の際に活動されている記録は残っておりまして、かなり前から、大きな災害時にはボランティアが活動されていたようにございます。ことしの熊本地震におきましては、136の方がボランティア登録をされて、活動をされております。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

そこで、実際に災害が発生した場合、とはいっても災害の内容、種類によって異なると思いますが、活動内容として、一般的にどういったことをする必要がありますか。また、実際に活動する際の留意点等はこういったことが考えられますか。

○副議長（松延隆俊）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

質問議員が今おっしゃられましたように、地震、河川の氾濫、豪雪など、災害の種類によって

活動内容は異なりますが、一般的な主な活動といたしましては、住居の後片づけや、汚泥の除去、避難所での食事の世話や救援物資の配布、救援物資の仕分け、災害ボランティアセンターの運営補助などがあります。

現在の熊本の被災地では、生活復旧支援活動は収束しつつありますが、被災者の生活環境の変化による引きこもりや孤独防止のために、地元の方々を中心とした交流、見守り、買い物等の日常生活の支援が必要となっていることを聞いております。

また、お尋ねの災害ボランティア活動をする上での留意点といたしましては、自分自身で被災地の情報を収集する。宿泊する宿や、水、食料などは事前に準備する。災害ボランティアセンターやボランティアコーディネーター等、現地受け入れ機関の指示に従って行動するなどが挙げられております。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

今、部長が答弁されました災害ボランティアを活動する上の心構え等については、全国社会福祉協議会でも災害時のボランティア活動の留意点として、10点余りが述べられていたわけですが、何と云っても、災害ボランティア活動には大きな期待が寄せられている一方で、ボランティア活動が被災地の人々や他のボランティアの負担や迷惑にならないよう、一人一人が自分自身の行動と安全に責任を持つことが大切なのだと思います。阪神淡路大震災のときに、ボランティアについての知識や経験が国民の中にまだ定着していなかったため、避難者において多くの被災者から感謝された一方、一部の人による社会マナーの欠如から、さまざまなトラブルを生んだほか、無償性ゆえに地元の経済復興に支障が出始めるといった課題も生まれたということを知り及んでいます。

そこで、平成15年7月、飯塚市の大水害発生時の際、災害ボランティアの活動といったものはどういったものだったのでしょうか。

○副議長（松延隆俊）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

先ほども少し述べさせていただきましたが、平成15年7月の大水害時には災害ボランティア本部の設置といったことはなかったようですが、団体、個人などのボランティアが多い日で400名ほど活動された記録がありまして、大きな市民への支援となっております。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

本市においても、2014年つまり平成26年6月に、地域防災計画の中にも災害に関する情報の伝達、協力要請や活動指導などを行い、災害に強い組織・ひとづくりをしていくと記載されておりました。また、第2次飯塚市総合計画素案の中にも、第6章都市基盤・生活基盤の、災害・減災対策の充実、施策方針においても、地域防災力の強化など、災害に強い組織・ひとづくりを推進するとともに、風水害や土砂災害等に対する防災・減災を促進し、災害に強いまちづくりを推進しますと記述してありました。

そこで、本市における災害に強い組織・ひとづくりを推進していく具体的な案として、どういったことをお考えになっているのでしょうか。

○副議長（松延隆俊）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

大規模災害が発生した場合には、市役所や市職員も被災する可能性が高く、被害の拡大を防ぐ

には、自助、共助が大切であり、自主防災組織の役割が大変重要になります。

本市における自主防災組織の現状といたしましては、各公民館を基本としたまちづくり協議会単位、または小学校区単位での組織が現在14団体設立をされております。将来的には、各自治会単位での設立を目指したいと考えております。これを目指す上で、今年度の取り組みといたしましては、各自治会において、率先して防災活動を実践する地域防災リーダー、これを養成する研修を新規事業として実施いたしております。今月の6日に6回目の講座を終えまして、閉校式もとり行ったところでございます。

この地域防災リーダーを全自治会に養成していただいて、このリーダーのもとに、災害に強い飯塚市を目指していきたいというふうに考えております。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

ぜひ計画的に実施をしていていただきたいと思っています。

そこで、昨今の急激な地球温暖化現象によって、大型台風、スーパー台風とも言われますが、大水害、地震、大雨、豪雪といった災害が、いつこの飯塚市に発生するかわかりません。自然発生的に活動する災害ボランティアもあるのですが、早い段階で継続的に一定の計画に基づいて、災害ボランティアの精神を育成していく必要が私はあると思うんですが、いかがでしょうか。

○副議長（松延隆俊）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

先ほども申し上げました、ボランティアに関する事業は社会福祉協議会のほうが中心に担っていただいております。今ご質問のありましたボランティアの育成につきましても、本市の社会福祉協議会が重要な事業として取り組んでいただいております。

災害ボランティアの育成といたしましては、平成20年度ごろに、一般のボランティア養成講座の一環として行ったことがあるようですが、現在は市単位としては実施しておりませんで、福岡県の社会福祉協議会や福岡県災害ボランティア連絡会が、研修会やセミナーを開催しております。県単位での取り組みとしてボランティア養成を行っているところでございます。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

ぜひ飯塚市も何らかの形で行っていただきたいと思いますが、本年、九州の熊本を中心に発生しました大地震で50名近くの方がお亡くなりになり、大勢の方が避難所での生活を余儀なくされました。その際、避難所において、ボランティアを率先して活動した小中学生が多数存在したそうです。また、それ以前の東日本大震災の折においても、小中学生が大勢の命を救ったということなどもお聞きしました。

災害はいつどこで発生するかわかりません。例えば、平日など、大人が地域にいない場合、また、近年の高齢化が急激に進んでいるような現状を踏まえたときに、小学生や中学生あるいは高校生といった力が必要となり、逆に求められてくるのではと考えます。各学校においては、避難訓練や不審者対策訓練等、つまり、自分の身はまず自分で守るといった教育は実施されていると思います。

しかし、中でも被災状況でお年寄りが非常に困った状況にあるとき、小中学生が自然体で動ける、そういった教育を進めることも災害ボランティアの基礎、基本になるのではないかと私は思います。子どもたちが避難完了の後、お年寄りを助けよう、より弱い立場にある人たちのために働こう、そういった子どもたちの心情を普段から高めていくことが非常に大切なことだと思うわけです。まさに、こういった取り組みこそが道徳等で学ぶ、心の涵養を学ぶことにもなるのだと

と思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

ただいまご指摘ありましたように、みずからの生命を守り抜く自助とともに、自分自身が社会の中で何ができるのかを考える共助、公助の心情や態度を、道徳や総合的な学習の時間等を通して、また、避難訓練の機会を捉えるなどいたしまして、育成していくことが重要であるというふうに考えます。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

災害は発生してほしいくないんですが、もし、災害発生時にはこの飯塚市においても、災害ボランティアの方がスムーズに活動しやすい仕組みを整えてもらうと同時に、市の対策本部と社協を中心に、災害ボランティア精神の育成等にぜひ努めていただくことをお願いして、この質問を終わりたいと思います。

○副議長（松延隆俊）

暫時休憩いたします。

午後 2時37分 休憩

午後 2時50分 再開

○議長（鯉川信二）

本会議を再開いたします。11番 守光博正議員に発言を許します。11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

公明党飯塚市議団の守光博正です。本日最後の質問になりますが、よろしく願いいたします。それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回は障がい者施設等の防犯についてと、災害発生時の避難所運営についてをお聞きしていきたいと思います。執行部の皆様におかれましては、市民の皆さんが納得のいくご答弁を期待しております。

さて、ここ数年は、社会的に弱い人たちへの犯罪が増加していると思われまます。特に子どもや女性、高齢者を狙った犯罪には、怒りを禁じ得ません。そして、さらに弱い立場である障がいを持った方たちへの身勝手な犯罪があります。犯罪を予知して、未然に防ぐことは大変難しいことではありますが、事前の対策に力を入れることは、とても重要で大事なことではないでしょうか。

そこで、ことしの7月に発生した相模原市の障がい者施設を狙った殺傷事件がありました。事件の内容は、死者19人、負傷者26人という最悪の事件であります。警察に出頭した容疑者は、障がい者なんていなくなればいいと供述したといひます。自分勝手な考えや思い込みで、特定の人たちへの偏見や憎悪を募らせ、強い殺意を抱いて犯行を準備し、実行する。普通では考えられない行動です。この事件を踏まえて、本市の所管課として、どのように受けとめておられるのか、お答えください。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

さる7月26日に、神奈川県相模原市内の障がい者施設「津久井やまゆり園」で発生しました、障がい者施設殺傷事件は、今申されましたように、死者19人、負傷者26人という被害の大き

さはもちろん、社会的に弱い立場にある障がい者を狙い撃ちにしたという点で極めて卑劣で残忍な行為であり、障がい者に対する差別と偏見に満ちた犯罪であり、強い憤りを感じるとともに、大変憂慮すべき事態であるというふうに受けとめております。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

今のご答弁のとおり、極めて卑劣な犯行であり、許しがたい犯罪であると私も思います。それでは、事件後、市内の障がい者施設に対して、本市として何らかの措置を行ったのか、お答えください。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

厚労省では、7月26日に関係省庁と連携して再発防止策を検討することを明らかにする中で、同日付で都道府県や政令市に対しまして、社会福祉施設の夜間の施錠の徹底などを求める通知を出しております。これを受けまして、本市でもこの通知を受け、7月27日から28日にかけて、市内の障がい者入所施設を初め、老人介護施設、グループホーム、市の社会福祉協議会、シルバー人材センター等々、全323施設に対しまして、社会障がい者福祉課、介護保険課、高齢者支援課の各所管課より、この厚労省からの注意喚起に関する通知文を添付しまして、十分に留意するよう重ねて通知を行ったところでございます。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

国のほうから通知があり、市としてもその通知を市内全323施設に対して出したとのことですが、厚生労働省からの通知は具体的にどのようなものであったのか、お答えください。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

通知の内容につきましては、市町村や社会福祉施設等に対して、社会福祉施設等の入所者等の安全確保に努めるように注意喚起を求めるものでございまして、日中及び夜間における施設の管理、防犯体制、職員間の連絡体制を含めた緊急時の対応を適切に行うとともに、夜間等における施錠などの防犯措置を徹底するように要請するものでございます。また、日ごろから警察等の関係機関との協力、連携体制の構築に努め、有事の際には、迅速な通報体制を構築すること、さらには地域に開かれた施設運営に努め、入所者等の家族やボランティア、地域住民などとの連携体制の強化に努めることを求めたものでございます。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

さまざまな対策を講じるような、防犯に関する内容ですが、このような行政の要請に対して、先ほど言われました各施設ではどのような動きを進めたのか、お答えください。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

当時、直接確認した施設の関係者からは、防犯機器の購入や、警報装置の設置など、そういうものを検討を始めているといった声が上がってきておりました。また、今後はできることから対策を講じていきたいという意見もございました。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

直接担当課が施設関係者に確認をされたようですが、ただ、大半は通知での対応だと思いますので、今後は、市内の323施設全てが何らかの防犯対策を講じるまでは、粘り強く進めていただきたいと思ひますし、また、行政としても確認をしていただきたいと要望しておきます。

次に、市内にはどのような障がい者福祉施設があるのか、お答えください。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

現在、本市を所在地とする障がい者福祉分野の社会福祉法人は13法人あり、特定非営利活動法人では4法人、医療法人では1法人となっております。そのうち重複いたしますが、施設入所支援を行っている法人が8法人、日中活動系、これは通所になりますけども、そういうサービスを行っている法人が16法人、グループホームを運営している法人が8法人、障がい児の通所支援を行っている法人が5法人となっております。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

では、市内の高齢者を対象とする福祉施設はどのようになっているのか、お答えください。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

地域密着型介護老人福祉施設など、入居系の施設は26施設があり、通所介護系施設では53施設となっております。また、このほかにも通所介護や訪問介護などを行っている事業所の管理者に対しましても通知を行っておりまして、その数は226施設というふうになっております。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

次に、対策についてお聞きしたいと思います。本市では、その後、統一的な対策はこれまで講じてこられたのか、お答えください。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

今回のこの事件を受けまして、福岡県では平成28年8月に策定しました、「障害福祉サービス事業所等における防犯マニュアル作成ガイドライン」をもとに、ことし10月14日に飯塚市と福岡県の共催によりまして、障がい、介護、保育に関する社会福祉施設に対して、防犯研修会を開催し、施設の防犯、安全対策に関する講演、及び防犯対策の徹底に関する指導等を行ったところでございます。あわせて飯塚警察署管内の障がい福祉サービス事業との防犯に係る連携強化を図るため、緊急連絡網を作成し、飯塚警察署、事業所、及び市において、情報共有を行ったところでございます。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

今のご答弁で、福岡県と共同主催で防犯研修会を開催したとのことですが、市内の障がい者施

設において、その効果は実質あったのか、お答えください。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

各施設では保護者等を招集し、対策協議を行い、ある施設では国の施設整備補助事業などを活用しまして、防犯カメラの設置や防護柵の設置などの取り組み、小規模施設を含めまして不審者侵入を防ぐ方法や、緊急時の警察や警備会社、関係機関への連絡体制、不審者の発見など、防犯体制の強化に向けた地域住民との連携についての対策が進められているとの報告も受けておりまして、防犯についての認識が徐々に深まっているものと考えております。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

研修会をしたことにより、施設関係者の認識が徐々に深まっているという、今のご答弁であります。今後、今回一回限りではなくて、定期的の実施をしていただきたいと思ひますし、鹿児島市皆与志町のあさひが丘学園では、不審者が施設の敷地内に侵入したとの想定で、これは毎年行われているらしいんですけども、入所者と施設職員等による具体的な防犯訓練を実施されていますので、本市でも、できるところからでも、実施への呼びかけをお願いしていただきたいと思ひます。

では次に、今後について、お伺いします。先ほどから、防犯対策面ばかりが取り上げられているように感じられますが、それ以外にも対策が必要だと思ひますが、市としてはどのように考えておられるのか、お答えください。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

今、質問者が言われますとおり、防犯面だけでなく、ノーマライゼーションに関する理解の促進や、障がい者を理由とする差別の解消のより一層の推進が必要であるというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

そのことについて、施設側に対する具体的な取り組みなどはあるのか、お答えください。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

それぞれの施設におきましては、障がい者虐待防止に係る研修会等への参加や、自主研修を実施されておりますが、本市といたしましては関係施設や事業所に対しての指導監査等を通じまして、人権講演会や研修会への参加を呼びかけ、障害者差別解消法に係る事業者向けの説明会を開催しておりまして、今後も積極的かつ継続して指導、啓発を行うこととしております。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

では、市民に対しての本市の取り組みについてはどうなのか、お答えください。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

障がい者入所施設の中には、これまで障がい者への理解を深めてもらい、入所者への自立を支援する目的で、地域住民が参加できる行事を催したり、地域の祭りや町内美化活動などの行事へ積極的に参加するなど、交流事業に取り組んでおられ、地域社会に溶け込むことに腐心されてるところもございます。このことも含め、市では第3期飯塚市障がい者計画にある、「障がいのある人もない人も ともにいきいきと暮らせる 共生のまちづくり」の基本理念に則して、市民の皆さんにさまざまな障がいの特性を理解していただくとともに、障がい者には障がいのない人と同様に日々生活していける、地域社会の構成員であるということをおわかっていただけるような啓発活動を、関係機関や各団体等の皆さんと連携しながら、より積極的に行ってまいり所存でございます。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

今回の事件を踏まえまして、もともと人間の根っこにある差別の心、また障がい者に対する無知が、さまざまな問題を引き起こしているのではないかと思います。知らないからこそ、平気で相手を傷つけることができるし、また、だからこそ相手を知ることがとても重要だと私は思っております。もっともっと交流できる場をつくるのが今後も大事だと考えております。

厚生労働省は、今回の相模原での殺傷事件を受けて、障がい者施設などの防犯対策に関するガイドラインを新たに作成するといわれております。また、2016年度第2次補正予算案に福祉施設の防犯対策を強化するための補助金を盛り込むことを決め、障がい者施設向けでは約10億円を確保するともいわれております。本市としても今後の国の動向を見きわめながら、障がい者施設等の防犯のさらなる充実に努めていただきたいことを強く要望して、この質問終わります。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

次に、災害発生時の避難所運営についてお聞きしたいと思います。私、6月議会と9月議会で災害に関する質問をしましたが、私自身納得がいくまで、災害に関する質問は、今後も続けていきたいと思っております。

ことしの夏の台風、また大雨災害は、全国各地に大規模な被害をもたらし、災害発生時には一部自治体の避難所運営に自治体職員が常時かかわったことにより、災害対応に支障を来すケースが、各地で報告をされております。国や県との連携や支援の受け入れなど、自治体職員は、特に初動期において多忙を極めることが多く、この間に職員がさまざまな事情から避難所運営に当たってしまうと、被災者救助を初め、災害復旧に重大な影響を及ぼしかねないと思っております。そこで、まず初めに、災害対策基本法の概要について説明をお願いいたします。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

災害対策基本法の概要といたしましては、この基本法は、国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的として、さまざまな規定を定めております。大きく6つの項目に分かれておまして、1つ目は、防災に関する責務の明確化として国、都道府県、市町村などは、おのこの防災に関する計画を作成し、実施するとともに、相互に協力する責務があります。また住民についても、自発的な防災活動に参加するなどの責務が規定をされています。2つ目は、総合的防災行政の整備として防災活動の組織化、計画化を図るため、国、都道府県、市町村にそれぞれ防災会議を設置し、災害発生、またはそのおそれがある場合には、総合的かつ有効に災害応急対策を実施するため、災害対策本部を設置することとされています。3つ目は、計画的防災行政の整備として、中央防災会議は、防災基本計画を作成し、

都道府県防災会議等が作成する地域防災計画において重点を置くべき事項等を明らかにしていません。4つ目は、災害対策の推進といたしまして、災害予防、災害応急対策及び災害復旧という段階に分け、各実施責任主体の果たすべき役割や、権限が規定されています。5つ目は、激甚災害に対処する財政援助等として災害予防及び災害応急対策に関する費用については、原則として実施責任者が負担するとしながらも、激甚災害については地方公共団体に対する財政援助、被災者に対する助成等を行うこととされています。6つ目は、災害緊急事態に対する措置として、異常かつ激甚な災害が発生した場合には、内閣総理大臣は災害緊急事態の布告を発することができることとされています。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

では次に、飯塚市地域防災計画の位置づけについて、説明をお願いいたします。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

飯塚市の地域防災計画の位置づけといたしましては、防災に関する市が処理すべき事務や業務を中心とし、関係機関等が分担し、処理すべき事務や業務、または任務を明確にした指針であります。また、国の防災方針を定めた防災基本計画及び福岡県地域防災計画との整合性を有するとともに、地域の特性や災害環境に合わせた市独自の計画となります。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

国の地域防災計画では、防災体制の確立、また防災事業の促進、災害復旧の迅速適切化等が定められており、さらに多様な災害発生に備え、地域防災マニュアルや避難所運営マニュアル等を整備することとなっております。そこで次に、避難所運営マニュアルとは具体的にどういったものなのか、お答えください。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

円滑な避難所の運営を行うために、初動期の対応、避難者名簿の作成と管理、ボランティアの受け入れ・管理、食料・物資の受け入れ、要配慮者への対応、ペットへの対応などを事前に定めるものでございます。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

では次に、この避難所運営マニュアルの全国での作成状況を把握されておりましたら教えてください。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

消防庁国民保護防災部防災課に確認いたしましたが、避難所運営マニュアルの作成状況については、把握していないという回答でありました。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

私がちょっと調べたところによりますと、平成27年3月の内閣府防災担当が公表しております、避難所の運営等に関する実態調査（市区町村アンケート調査）調査報告書によりますと、作成済みが全体の約39%で676自治体、また、現在作成中が約27%の467自治体、また、作成していないが約24%では427自治体と、そのように回答があつておるとのことです。また、全国的に作成済みと作成中を合わせて約66%の自治体が、準備等も含めて作成している中、飯塚市では、現在避難所運営マニュアルを作成しておられるのか、お答えください。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

現時点ではマニュアルといったものを作成しておりませんが、飯塚市災害対策本部における避難所班において、避難所を開設した際の食料配給や、避難者名簿及び避難者カードの作成、指定避難所から定期的に避難者数を報告する定時報告などの業務や注意事項など、避難所での統一した職員対応を行うための書面は存在いたしております。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

今のご答弁ですと、まだ作成していないということなので、大変残念ではあります。

それでは次に、内閣府が公表しております避難所運営ガイドラインの中身について説明をお願いいたします。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

避難所運営ガイドラインは、東日本大震災の教訓を受けて策定されました「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」、これに記載された事項を、市町村災害対策本部の業務の中で、避難所の指定から解消までの具体的な対策や準備を行う際に活用できるように説明されているものです。このガイドラインの中身といたしましては、避難者運営業務を3つの視点で整備されております。1つ目は、平時の備えから避難所の設置運営を経て、避難所の解消までの避難所運営業務について。2つ目は、発災当日の初動、3日目までの応急期、1週間までの復旧期、その後の復興期までの災害対応の各段階の対応について。3つ目は、避難者の円滑な運営のための連携協働体制づくりについてであります。それぞれの項目ごとにチェックリストを用いた解説が記載をされております。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

今、答弁の中でありました「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」の中に、市町村の避難所関係職員以外の者でも避難所を立ち上げることができるように、わかりやすい手引、マニュアルの整備が必要となっております。近年の災害多発の状況に対し、早急に、避難所運営マニュアルが必要だと言われております。

では、災害が実際に発生した場合の避難所の運営の流れについて、説明をお願いいたします。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

先ほども若干ご説明差し上げましたが、避難所の開設は、災害対策本部の避難所班職員が総務班と連携して実施をいたします。その後、避難者の受け入れを行い、世帯単位で記入する避難者カードをもとに避難者名簿を作成し、管理を行い、災害対策本部への定期的な報告を行います。

また、避難勧告を発令した場合などは食料を提供することになり、被害が大きい場合は、救援物資の受け入れやボランティアの受け入れなどを行います。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

今の答弁ですと、避難所の開設は災害対策本部の避難所班職員が総務班と連携して実施することでありますが、大規模で突発的な災害の場合、さらに休日の夜間や早朝のなどの場合、避難所に最初に到着するのは地域住民であることが想定をされます。そこで、避難所が開設され、多数の避難者が避難されたときに、多様な事項のニーズが出てくるとは思いますが、どのように市としては対応するのか、お答えください。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

避難者を受け入れ、初動が過ぎたのちは、避難者による避難所自治組織を設立するとともに、その中から班長（代表者）を選出いたしまして、避難所の自主運営体制を確立させていくように計画をしております。班長等の人選にあつては、多様な避難者ニーズ、特に女性の避難者のニーズを的確に把握、反映できるように、班長や副班長を女性から選出するなどの配慮を行うこととしております。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

答弁では、避難者の中から代表者を選出することでありますが、市民を巻き込んだ避難所運営は、特に被災にあわれた市民がすぐに対応できるものではないと考えております。だからこそ、平時から避難所が開設したことを想定して、リーダーとなりうる方々を事前に選定し、研修を行うことは市として考えておられるのか、お答えください。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

本市では、まちづくり協議会や各校区単位、あるいは自治会単位での自主防災組織の設立を促進しておりまして、現在、14団体設立されております。そういった組織や各種団体が防災研修を行う際には、避難所運営の講話も行っていきたいというふうに思っております。また、今年度から地域での自主防災活動に関する指導やアドバイスを行うことができる人材を養成するため地域防災リーダー研修を実施しておりまして、避難所運営の責任者など先頭に立って活躍していただきたいと期待をしておるところでございます。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

次に、避難所運営ガイドラインには、地域住民も参加する訓練を実施することとなっておりますが、本市では、これまで避難所の設営、運営の訓練は実施しているのか、お答えください。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

地域住民が参加する避難訓練については、本市と防災関係機関、及び地域住民が一体となり、災害時における連絡協調体制の確立、防災技術の向上、防災意識の啓発を図る目的で実施しております。平成24年度の飯塚市総合防災訓練、この訓練におきまして、市民が参加しての避難訓

練を実施しております。平成26年度の総合防災訓練におきましても、穂波地区にあります筑豊緊急物資輸送センターを会場として、地元である平恒自治会住民によります避難所の開設、受け入れの訓練を実施しております。また、自治会が災害時の避難所、危険な場所、災害時に使用する施設や商店などを実際に歩きながら認識し、その情報により自治会独自の防災マップ作成、これを自主的に行っている事例もございます。この防災マップ作成により、災害時には、安全な経路を選択し、スムーズに避難所への避難ができるようになります。今年度は、地域防災リーダー研修と職員研修のカリキュラムの一環として避難所運営研修を実施いたしました。研修の内容といたしましては、避難所の避難者の年齢、性別やそれぞれが抱える事情が書かれたカードを、避難所の体育館や教室に見立てた平面図にどれだけ適切に配置できるか、また、避難所で起こるさまざまな出来事にどう対応していくかを模擬体験するもので、これをゲーム形式で避難所の運営を学ぶことができるものでございます。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

では次に、災害時の避難所支援班組織について教えてください。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

内閣府が示しております、避難所運営ガイドラインでは、避難所を運営するための業務全体をどのような体制で実施すべきかについて、平時から災害対策本部に避難所支援班を組織することと記載をされています。本市の災害対策本部においても、避難所班の設置を行い、避難所の開設から運営に至る所掌事務の処理を実施しております。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

今までの答弁を伺っておりますと、避難所運営マニュアルを本市としても早急に作成すべきではないかと感じますが、いかがでしょうか。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

質問議員述べられましたように、避難所運営マニュアルの必要性というのも担当部署としても認識をしております、担当部署のほうで早い時期の作成を、現在、指示をしているところでございます。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

今答弁で、早い時期の作成を指示しているとのことですので、まだ時期が明確ではないということもありますけども、早く作成していただきたいと強く要望しておきます。また作成されたかどうかにつきましては随時確認しますので、よろしく願いいたします。

では次に、避難所の運営をしていく中で、物資の供給も大変重要な項目であろうと考えますが、何か支援物資に関するマニュアルを作成しているなどの状況があれば教えてください。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

現在のところ、支援物資の供給に関するマニュアルは作成しておりません。しかし、市の備蓄

物資や各自治体、企業等からの支援物資を各避難所等に迅速に搬送できるように、物資の供給体制の仕組みの構築は必要だと考えているところでございます。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

国土交通省が昨年の9月に公表いたしました支援物資のロジスティクスに関する調査研究によりますと、大規模災害時に水や食料、また衣類などの支援物資を被災者に円滑に届けるためのマニュアルが、全国の自治体の約9割で作成されていないことが現在わかっております。災害発生時に、職員みずからが支援物資のオペレーションを行わなければならない状況もあり、そのほかにも電源、情報通信機器の整備を考慮したオペレーションの設計や、関係者間での情報の一元化、共有化を実現するための手順等についても課題が挙げられております。こうした事態を改善するため、国交省は昨年10月、支援物資供給マニュアルづくりなどを指南する手引をホームページで公開しております。これは、調査結果や有識者からのアドバイスを踏まえ、発災に備えた事前準備と発災後の対応の両面において具体的な事例を交えつつ、体制の構築や具体的な業務内容等を検討するための材料となる情報を取りまとめたものであります。ぜひ本市でも、このような情報を活用して支援物資供給マニュアルを作成していただくことを、これも要望しておきます。

それでは最後に、今後の災害対応について、本市の考えをお聞かせください。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

本市の災害対策につきましては、市の地域防災計画に基づき実施することになります。基本的な考えといたしましては、市、県、関係機関、公共的団体及び市民が、それぞれの機能を十分発揮し、市域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に至る一連の防災活動を適切に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から守り、被害の軽減を図っていくことであります。そのためには、市民がみずからを災害から守る自助、地域社会がお互いを守る共助、そして国や地方行政団体等の施策としての公助の適切な役割分担に基づく防災協働社会の実現が不可欠であると考えます。その自助、共助活動を活発にするために、まちづくり協議会や自治会単位等に自主防災組織を設置することを推進しているところでございます。今後発生するさまざまな災害に対しましては、市民、地域社会、企業及び行政団体等が一体となり、日本各地で発生しました大規模な自然災害で得られた教訓を踏まえた中で、本市の災害対策を行っていききたいというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

これまでいろんな角度から、災害発生時における避難所の運営マニュアル作成について質問をしてきました。災害発生時の初動期は、行政、警察、自衛隊が避難所に駆けつけるまでには、その災害の規模によってはかなりの時間を要することが考えられます。最初に避難所に来られるのは、先ほども言いましたけども、被災された地域住民の方であります。自助、共助の意味からも、まずは自分の安全は自分で確保する、そして協力しあう、それが大事なことだと、私も考えております。しかしながら、全くの素人である市民の皆さんが避難所の運営を実際どうするのかということに関しては、まだまだわからないことが多いと思いますので、そのことも踏まえて、この避難所運営マニュアルは大変必要ではないかと思われております。

最後になりますけども、先ほどの答弁で早い時期の作成を指示をされておりますので、最後に、もう一度重ねて避難所運営マニュアル作成を、早急に作成していただきたいことをお願いいたしまして、私の今回の一般質問を終了させていただきます。

○議長（鯉川信二）

今日は、議事の都合により、一般質問はこれに打ち切り、明12月9日に一般質問をいたしたいと思っておりますので、ご了承願います。

以上をもちまして、本日の議事日程を終了いたしましたので、今日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 3時28分 散会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 28名)

1番	鯉川信二	15番	福永隆一
2番	松延隆俊	16番	吉田健一
3番	瀬戸光	17番	秀村長利
4番	勝田靖	18番	明石哲也
5番	光根正宣	19番	藤浦誠一
6番	奥山亮一	20番	上野伸五
7番	川上直喜	21番	田中博文
8番	宮嶋つや子	22番	城丸秀高
9番	兼本芳雄	23番	古本俊克
10番	永末雄大	24番	道祖満
11番	守光博正	25番	平山悟
12番	田中裕二	26番	坂平末雄
13番	佐藤清和	27番	森山元昭
14番	江口徹	28番	梶原健一

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 田代文男

次長 許斐博史

議事総務係長 林利恵

書記 宮嶋友之

議事調査係長 太田智広

書記 岩熊一昌

書記 山本恭平

◎ 説明のため出席した者

市長 齊藤守史

副市長 田中秀哲

教育長 片峯誠

上下水道事業管理者 梶原善充

企画調整部長 森口幹男

総務部長 石田慎二

財務部長 高木宏之

経済部長 田中淳

市民環境部長 大草雅弘

こども・健康部長 森田雪

福祉部長 古川恵二

都市建設部長 菅成微

上下水道局次長 中村武敏

教育部長 瓜生守

地域連携都市政策室長 久原美保

企画調整部情報化推進担当次長 大庭章司

公営競技事業所長 井出洋史

市民環境部次長 吉原文明

都市建設部次長 鬼丸力雄

会計管理者 安永明人

税務課長 千代田一敏